# 古賀市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27~31 年度)

(素案)

平成 27 年 3 月

古賀市

# 目 次

第1	章	計画策定にあたって	1
1	計画領	策定の背景と趣旨	1
2	計画の	の位置づけ	2
3	計画の	の期間	2
4	子ど	も・子育て支援新制度の概要	3
5	計画領	策定の方法	6
第2	章	古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状	8
1	人口	・世帯の状況	8
2	人口	動態・就労の状況	13
3	保育店	所、幼稚園、小・中学校、特別支援学校の状況	18
第3	章	古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題	22
1	子ど:	もの健やかな成長に向けた取り組みの充実	22
2	子育	て支援サービスの充実	25
3	育児球	環境の整備	30
4	保育	サービスの充実	33
第4	章	計画の基本的な考え方	36
1	基本基	理念	36
2	基本目	目標	37
3	施策(	の体系	39
第5	章	施策の具体的な取り組み	40
基本	<b>卜目標</b>	1 子どもの健やかな育ちのための支援	40
基2	▶目標:	2 いきいきと子育てができる環境づくり	48
基本	<b>卜目標</b> :	3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり	53
基本	▶目標 ·	4 教育・保育提供体制の充実	57
事業	<b>上</b>		60

第6	6章 量の見込みと確保方策	65
1	教育・保育提供区域	
2	子ども・子育て支援給付	65
3	地域子ども・子育て支援事業	71
第7	'章 計画の推進体制	77
1	推進体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
2	計画の進捗管理・評価	77
資	料 編	78
1	古賀市子ども・子育て会議条例	78
2	計画策定の経緯	80
3	古賀市子ども・子育て会議委員名簿	81
4	答申書	82

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や 女性の社会進出の拡大等を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加し ており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

国は、「少子化社会対策基本法」を平成 15年に制定するなど、少子化対策に関わる総合的な取り組みを進めてきました。また、市町村においては、平成 17年から 10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、地域の特性を考慮して策定した「市町村行動計画」に基づき、次世代育成支援に関わる取り組みが進められています。なお、「次世代育成支援対策推進法」は、法改正により、平成 26年度末までの時限立法が、さらに 10年間延長されることになりました。

また国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 22 年、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けての検討を進めてきました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法\*」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざすとされています。

本市ではこれまで、「古賀市児童育成計画(Angel Plan)」や「古賀市青少年プラン」をはじめ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境 を整備することを目的に、本計画を策定しました。

<sup>※</sup> **子ども・子育で関連3法**:子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の総称。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「古賀市次世代育成支援行動計画」の考え方を継承し、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」も一体的に策定するものとします。

また、本計画は、上位計画である「古賀市総合振興計画」や、その他関連計画と整合性、連携を図っています。

※注 本計画における「子ども」は、O歳からおおむね 18 歳までの子どもをいいます。

## 根拠法令

#### <子ども・子育て支援法>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

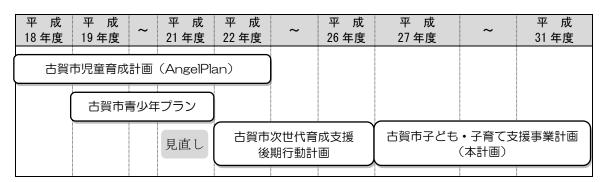
#### <次世代育成支援対策推進法>

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び 事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び 幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と 家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市 町村行動計画」という。)を策定することができる。

# 3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。



# 4 子ども・子育て支援新制度の概要

# (1) 施設型給付費等の支援を受ける子どもの認定区分

教育・保育施設、地域型保育事業を利用する子どもについて、保護者の申請に基づき居住市町村が次の3つの認定区分に従って認定を行い、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われる仕組みとなりました。

認定区分	給付の内容 (保育必要量)	給付を受ける 施設・事業 (利用先)
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その 他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが 困難であるもの 「子ども・子育て支援法第19条第1項第2号」	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その 他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが 困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	保育短時間保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

## (2) 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援サービスは、「子ども・子育て支援給付」(施設・事業者が代理受領) と地域の子育て家庭を支援する「地域子ども・子育て支援事業」で構成されています。

### 子ども・子育て支援給付

#### 施設型給付

(教育・保育施設)

- 保育所
- 幼稚園
- 認定こども園

## 地域型保育給付

(地域型保育事業)

- · 小規模保育
- 家庭的保育
- · 居宅訪問型保育
- 事業所内保育
- ●保育所は保育所運営費、幼稚園は私学助成・ 幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所 部分と幼稚園部分それぞれに運営費用が支 払われていたものを、施設型給付に一本化 ※私立保育所に対しては、施設型給付費と利 用者負担額を合わせた全額に相当する額 を市が運営費として支払う仕組み
  - ※私立幼稚園は新制度に移行する施設のみ 対象。移行しない幼稚園は現行通り
- ●県が認可する教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市が認可する地域型保育事業を創設し、保育サービスを拡充
- ●給付の実施主体である市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、 その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用 定員を定めた上で、給付の対象となることを確認

## 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦に対する健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業 (ショートスティ事業)
- ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- ・病児保育事業 (病後児を含む)
- ・放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ(学童保育))
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入すること を促進するための事業

## (3) 施設・事業の概要

## 教育•保育施設

#### ■保育所・幼稚園

保育所は、児童福祉法に定める、保育を必要とするO~5歳児に対して保育を行う施設 (児童福祉法第39条)です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3~5歳児に対して学校教育を行う施設(学校教育法第 22 条)です。幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

#### ■認定こども園

幼稚園・保育所などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)です。

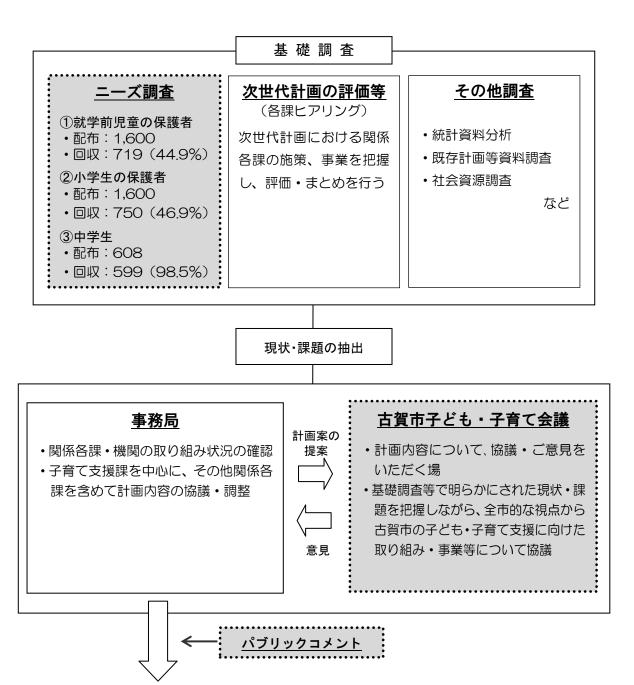
#### 地域型保育事業

小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19 人以下 で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者に保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・ 幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を 行う事業



# 5 計画策定の方法

## (1)計画の策定体制



※ は、住民参加による策定プロセスを示す

古賀市子ども・子育て支援事業計画

## (2) ニーズ調査の実施概要

#### ① 目的

本調査は、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、市民の子育て支援に関する実態や意見・要望などを把握するため実施しました。

#### ② 調査概要

• 調査地域 : 古賀市全域

• 調査の種類 : ①就学前児童の保護者対象調査、②小学生の保護者対象調査、

③中学牛対象調査

• 調査対象者 : 【就学前児童】 古賀市内在住の就学前児童の保護者

【小 学 生】 古賀市内在住の小学生の保護者

【中 学 生】 古賀市内の中学1年生から3年生

調査期間 :【就学前児童】 平成25年12月12日~12月26日まで

【小 学 生】 平成25年12月12日~12月26日まで

【中 学 生】 平成25年11月25日~12月20日まで

• 調査方法 :【就学前児童】 郵送による配布・回収

【小 学 生】 郵送による配布・回収

【中 学 生】 学校にて実施・回収

	配布数	有効回答数	回収率	
就学前児童調査	1,600	719	44.9%	
小学生調査	1,600	750	46.9%	
中学生調査	608	599	98.5%	

# 第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状

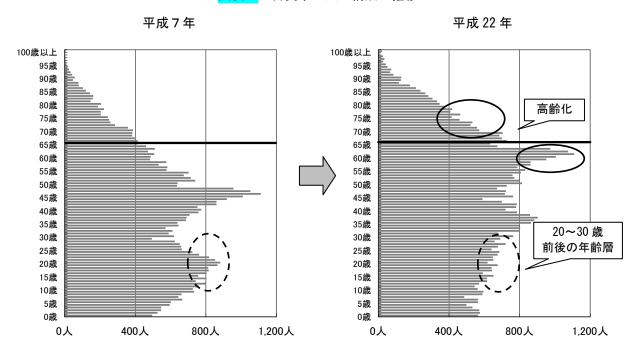
# 1 人口・世帯の状況

## (1) 人口構成の推移

平成7年と平成 22 年における本市の人口構成をみると、子どもの人口は低年齢児は増加しているものの、5歳以上になるとやや減少していることがわかります。一方、60 歳前後や 65歳以上の高齢者人口は増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化しています。

また、平成7年において山を形成していた 20 歳前後の年齢層は、平成 22 年では減少しています。多くが結婚・出産を経験する年齢層の減少とともに、今後も少子化の進行が予測されます。

## <図表 1 古賀市の人口構成の推移>



資料:国勢調査

## (2)年齢3区分別人口構成の推移

本市の総人口は、平成7年の 51,244 人から平成 22 年の 57,920 人と 15 年間で 6,676 人増加しています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0歳~14歳)は15年間で1,399人減少(人口構成比で4.6ポイント減)しているものの、老年人口(65歳以上)は5,082人増加(人口構成比で7.4ポイント増)しています。

このように、本市では、少子高齢化の傾向がみられます。

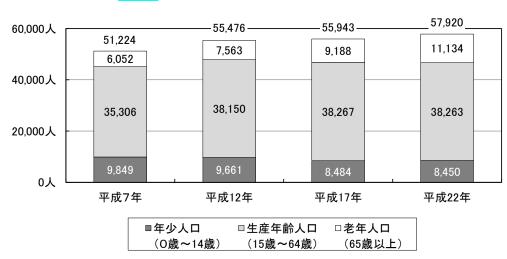
#### < 図表 2 古賀市の年齢3区分別人口構成の推移>

単位:人

	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年 (参考)
総人口	51, 244	55, 476	55, 943	57, 920	58, 324
年少人口(0歳~14歳)	9, 849	9, 661	8, 484	8, 450	8, 467
構成比	19. 2%	17. 4%	15. 2%	14. 6%	14. 5%
生産年齢人口(15歳~64歳)	35, 306	38, 150	38, 267	38, 263	36, 806
構成比	68. 9%	68. 8%	68. 4%	66. 1%	63. 1%
老年人口(65 歳以上)	6, 052	7, 563	9, 188	11, 134	13, 051
構成比	11. 8%	13. 6%	16. 4%	19. 2%	22. 4%
年齡不詳	37	102	4	73	0

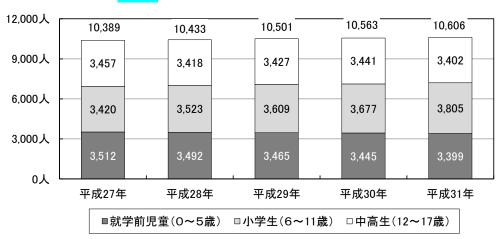
資料:国勢調査(10月1日)、平成26年のみ住民基本台帳(9月末日)

#### < 図表3 古賀市の年齢3区分別人口構成の推移>



資料:国勢調査





※推計値は、「量の見込み」算出の際に行った人口推計の数値を使用

## (3)世帯構成の推移

世帯構成の推移についてみると、総世帯数は平成7年から平成22年にかけて増加傾向にあり、5,099世帯増えています。

また、核家族世帯においては3,123世帯増加しており、一世帯あたり人員数についても減少していることから核家族化が進行していることがうかがえます。

<図表5 古賀市の世帯構成の推移>

単位:世帯、人

	<del>-</del>			親族世帯*				非	単	<del>_</del>	
	般 世		核家族世帯			そ	親 族	単独世帯	般世帯		
	般 世 帯 総 数			夫 婦 の み	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	その他の親族世帯	非親族世帯※	帯	帯人員数
平成7年	16, 395	13, 237	11, 148	2, 579	7, 230	176	1, 163	2, 089	39	3, 119	49, 936
平成12年	18, 472	14, 843	12, 732	3, 332	7, 675	217	1, 508	2, 111	50	3, 579	54, 086
平成17年	19, 745	15, 292	13, 243	3, 697	7, 563	253	1, 730	2, 049	104	4, 349	54, 592
平成22年	21, 494	16, 221	14, 271	4, 438	7, 579	299	1, 955	1, 950	189	5, 075	56, 661

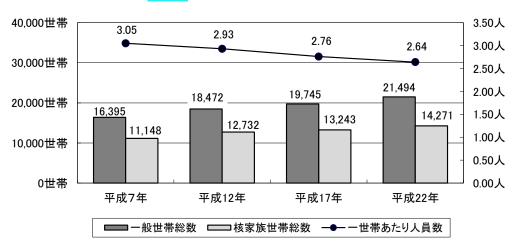
資料:国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

<sup>※</sup> 親族世帯: 2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にある方のみで構成される世帯。

<sup>※</sup> **非親族世帯**: 2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にない方を含んで構成される世帯。

## <図表6 古賀市の核家族世帯等の推移>



資料:国勢調査

## (4) 6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯の推移

6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯の推移をみると、6歳未満の親族のいる 核家族世帯については増減を繰り返しており、構成比はほぼ横ばいとなっています。

また、18歳未満の親族のいる核家族世帯については平成7年から平成22年にかけて減少傾向にあり、平成22年では5,018世帯となっています。

#### <<mark>図表7</mark> 古賀市の6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯の推移>

単位:世帯

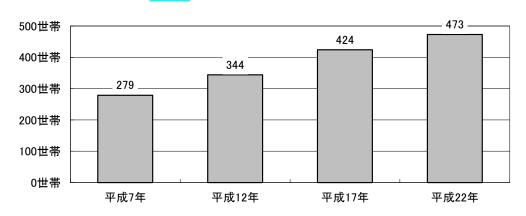
	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数 ①	16, 395	18, 472	19, 745	21, 494
6歳未満の親族のいる核家族世帯数 ②	1, 959	2, 138	1, 937	2, 126
構成比 ②/①	11. 9%	11.6%	9. 8%	9. 9%
18歳未満の親族のいる核家族世帯数 ③	5, 357	5, 482	5, 011	5, 018
構成比 ③/①	32. 7%	29. 7%	25. 4%	23. 3%

資料:国勢調査

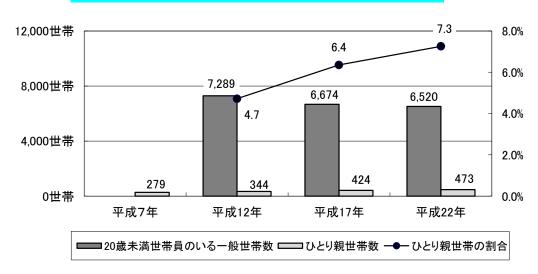
## (5) ひとり親世帯(20歳未満の子どもがいる母子、父子家庭)の推移

ひとり親世帯の推移をみると、平成 22 年では平成7年の約 1.7 倍になっており、473 世帯となっています。

<<mark>図表8</mark> 古賀市のひとり親世帯の推移>



<図表9 古賀市のひとり親世帯の推移(一般世帯との比較)>



資料:国勢調査

※平成7年国勢調査では「20歳未満世帯員のいる一般世帯」の項目がないため、割合の算出は不可能

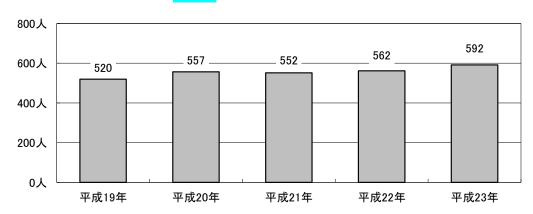
# 2 人口動態・就労の状況

## (1) 出生数・出生率\*の推移

出生数の推移をみると、平成 19 年から平成 23 年にかけて 500 人以上の出生数で推移しており、平成 21 年以降、近年ではやや増加傾向にあります。

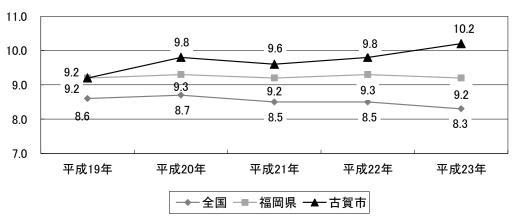
また、出生率(人口千人対)について全国・福岡県と比較すると、平成 19 年から平成 23 年にかけて全国・福岡県を上回る数値で推移しており、平成 23 年では 10.2 となっています。

<図表 10 古賀市の出生数の推移>



資料:人口動態統計

< 図表 11 古賀市の出生率の推移(全国・福岡県との比較)>



資料:人口動態統計

<sup>※</sup> 出生率:一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。

### (2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、昭和63年から平成19年にかけて減少していたものの、平成20年~平成24年では1.52と回復しています。

全国・福岡県と比較すると、いずれも全国・福岡県と同等、もしくはそれを上回る数値 となっています。

2.00 1.80 1.67 -1.54 1.52 1.60 1.43 1.31 1.40 1.20 1.00 昭和63年~ 平成5年~ 平成10年~ 平成15年~ 平成20年~ 平成9年 平成14年 平成19年 平成24年 平成4年

<図表 12 古賀市の合計特殊出生率の推移>

資料:人口動態統計

<図表 13 全国・福岡県・古賀市の合計特殊出生率の推移>

	平成4年	平成9年	平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年
全国	1. 50	1. 39	1. 32	1. 34	1. 41
福岡県	1. 47	1. 38	1. 29	1. 34	1. 43
古賀市	1. 67	1. 54	1. 43	1. 31	1. 52

資料:人口動態統計

※全国・福岡県は単年での値、古賀市は5年間の平均値

## (3) 婚姻・離婚の状況

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数については、平成 23 年でやや減少しており、 268 件となっています。

離婚件数については、平成 19 年から平成 23 年にかけてほぼ横ばいで推移しており、 平成 23 年では 117 件となっています。

<図表 14 古賀市の婚姻・離婚件数の推移> 400件 316 318 302 293 268 300件 200件 131 118 117 110 99 100件 0件 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 → 婚姻件数 ─■─離婚件数

資料:人口動態統計

## (4) 未婚率の状況

女性の未婚率の推移をみると、すべての年齢層において未婚率が増加しています。特に 25~39 歳の未婚率は、平成7年から平成 22 年にかけて 10 ポイント以上増加と大きく 伸びています。

このことは、本市の女性の未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

<図表 15 古賀市の女性の未婚者数・未婚率の推移>

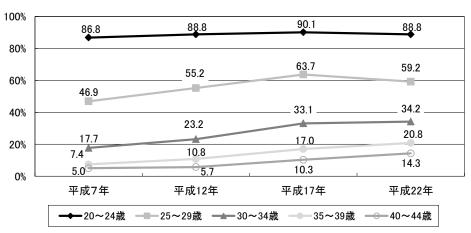
単位:人

		人	数		未婚者数・未婚率				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
15~19歳	2, 016	1, 989	1, 840	1, 590	1, 991	1, 972	1, 823	1, 575	
10. 19 际处	2, 010	1, 909	1, 040	1, 090	98. 8%	99. 1%	99. 1%	99. 1%	
20~24歳	2, 044	1, 954	1, 813	1, 745	1, 774	1, 736	1, 633	1, 549	
201 224 际义	2, 044	1, 304	1, 013	1, 740	86. 8%	88. 8%	90. 1%	88. 8%	
25~29歳	1, 549	2, 018	1, 842	1, 757	726	1, 113	1, 174	1, 041	
20 -23 所及	1, 043	2, 010	1, 042	1, 707	46. 9%	55. 2%	63. 7%	59. 2%	
30~34歳	1, 626	1, 754	2, 030	1, 958	288	407	672	670	
のでです。	1, 020	1, 704	2, 000	1, 300	17. 7%	23. 2%	33. 1%	34. 2%	
35~39歳	1, 831	1, 859	1, 754	2, 140	135	200	298	446	
00. 909 脉	1, 001	1, 009	1, 754	2, 140	7. 4%	10. 8%	17. 0%	20.8%	
40~44歳	2, 126	2, 065	1, 860	1, 834	107	118	191	263	
40. 944 成	2, 120	2, 003	1, 000	1, 004	5.0%	5. 7%	10. 3%	14. 3%	
45~49歳	2, 440	2, 252	2, 079	1, 933	114	109	116	196	
40. 349 脉	2, 440	2, 252	2, 079	1, 900	4. 7%	4. 8%	5.6%	10. 1%	

資料:国勢調査

※「未婚者」: 結婚の経験が一度もない人

<図表 16 古賀市の女性の未婚率の推移>



資料:国勢調査

男性の未婚率の推移をみると、ほとんどの年齢層で増加傾向にあります。特に 30 歳以上で未婚率が 10 ポイント以上増加しており、伸びが顕著です。

このことは、本市の男性においても未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

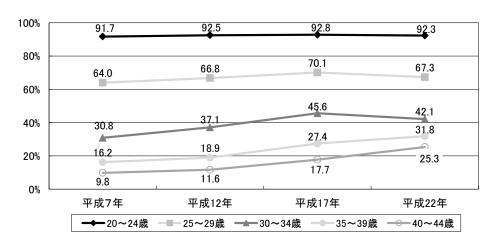
#### <図表 17 古賀市の男性の未婚者数・未婚率の推移>

単位:人

		人	数			未婚者数・未婚率			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
15~19歳	2, 040	1 021	1, 774	1, 614	2, 034	1, 924	1, 769	1, 599	
15~19成	2, 040	1, 931	1, 114		99. 7%	99. 6%	99. 7%	99. 1	
20 - 24 뉴	1 006	1 705	1 602	1 500	1, 830	1, 660	1, 488	1, 415	
20~24歳	1, 996	1, 795	1, 603	1, 533	91. 7%	92. 5%	92. 8%	92. 3	
25 - 20 <del>'</del> *	1 5/5	1 025	1 714	, 714 1, 632	989	1, 286	1, 202	1, 098	
25~29歳	1, 545	1, 925	1, 714		64. 0%	66. 8%	70. 1%	67. 3	
30~34歳	1 //11	1 411 1 005 1 005	1 005	1, 885	435	629	905	794	
30~34成	1, 411	1, 695	1, 985		30. 8%	37. 1%	45. 6%	42. 1	
25 - 20 +늄	1 650	1 660	1 044	0 154	267	314	451	684	
35~39歳	1, 652	1, 660	1, 644	2, 154	16. 2%	18. 9%	27. 4%	31.8	
40~44歳	2 020	1 067	1 617	1 740	199	216	286	441	
40~44 成	2, 039	1, 867	1, 617	1, 740	9. 8%	11. 6%	17. 7%	25. 3	
45~49歳	2 220	2 155	1 0/10	1 660	127	177	191	300	
40~49 成	2, 328	2, 155	1, 848	1, 668	5. 5%	8. 2%	10. 3%	18. 0	

資料:国勢調査

<図表 18 古賀市の男性の未婚率の推移>

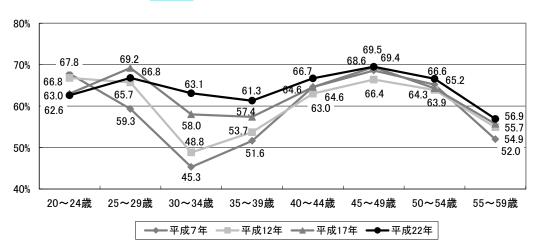


資料:国勢調査

## (5) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、平成7年から平成22年にかけて30~34歳の 就業率は増加しており、M字曲線が年々ゆるやかになっています。

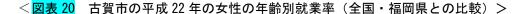
このことから、子どもを産み育てる年齢階層で結婚・出産に伴い離職する人が減少したこと、また、未婚化・晩婚化などにより就労を継続する女性が増加したことがうかがえます。

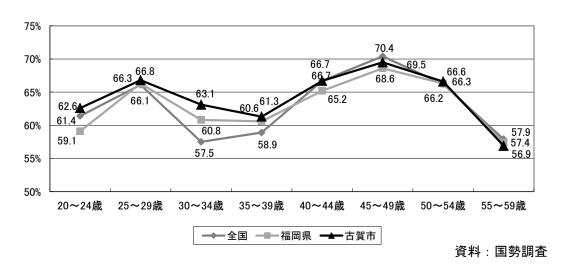


<<mark>図表 19</mark> 古賀市の女性の年齢別就業率>

資料:国勢調査

平成 22 年の女性の年齢別就業率の推移について、全国・福岡県と比較すると、特に 30~34 歳で全国・福岡県を上回る数値となっています。





# 3 保育所、幼稚園、小・中学校、特別支援学校の状況

## (1)保育所の状況

現在、本市には、認可保育所が9園あります。入所児童数は、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて増加傾向にあり、平成 25 年度では 1,164 人となっています。

<図表 21 保育所の状況>

単位:人

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成 25 年度
	古伊玄武	定員	90	90	90	90	100
	恵保育所	入所児童数	100	115	127	114	110
公立	久保保育所	定員	100	100	100	100	100
立	入体体目別	入所児童数	102	106	123	125	128
	鹿部保育所	定員	120	120	120	120	120
	比即休月71	入所児童数	102	118	118	120	122
	慈照保育園	定員	60	60	60	60	60
	総照休月園	入所児童数	53	50	58	43	40
	五所保育園	定員	120	120	130	130	130
	五別休月園	入所児童数	136	127	139	155	161
	花見光	定員	120	120	120	120	160
私立	保育園	入所児童数	146	151	158	166	200
立	花鶴どろんこ	定員	90	90	90	120	120
	保育園	入所児童数	113	127	120	144	149
	ほづみ	定員	60	60	60	60	90
	保育園	入所児童数	84	83	94	97	113
	庄ひかり	定員	90	90	90	90	90
[ 係	保育園	入所児童数	115	126	135	136	141
	合計【入所児	· 見童数】	951	1, 003	1, 072	1, 100	1, 164

資料:保育所月報(各年度末)

<sup>※</sup>久保保育所は平成26年度に民間移譲

<sup>※</sup>恵保育所は平成28年度に民間移譲予定

<sup>※</sup>本市内には、届出保育施設が5園あります(平成25年度末時点)

## (2) 幼稚園の状況

現在、本市には私立幼稚園が4園あります。入園児童数は、平成21年度から平成25年度にかけて増加傾向にあり、平成25年度では1,402人(内市内在住1,079人)となっています。

#### <図表 22 幼稚園の状況>

単位:人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	定員	225	225	225	225	360
   花鶴丘幼稚園 	入園児童数	248	277	329	387	403
	(内市内在住)	237	260	307	356	360
	定員	270	270	270	320	320
天照幼稚園	入園児童数	246	273	294	341	367
	(内市内在住)	220	219	217	235	250
	定員	315	315	315	315	315
暁の星幼稚園	入園児童数	221	232	249	255	282
	(内市内在住)	137	156	155	161	171
₩+ <b>7</b> °-	定員	200	200	200	285	285
やまびこ 幼稚園	入園児童数	286	290	315	323	350
	(内市内在住)	260	259	279	277	298
合計【入園児童数】		1, 001	1, 072	1, 187	1, 306	1, 402
(内市内在住)		854	894	958	1, 029	1, 079

資料:子育て支援課(各年度末)

※満3歳以上の児童及び各年度3月に卒園した児童を含む

# (3) 小・中学校、特別支援学校の状況

本市には現在、小学校8校と中学校3校があります。小学校の児童数は平成21年度から平成25年度にかけて、ほぼ横ばいで推移しています。

また、中学校では学級数・生徒数ともに減少傾向にあり、生徒数は平成 21 年度から平成 25 年度にかけて 188 人減少しています。

## <<mark>図表 23</mark> 小学校の状況>

単位:人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
青柳小学校	学級数	12	12	12	12	12
<b>有柳小子校</b>	児童数	321	311	306	311	308
小野小学校	学級数	12	13	13	14	14
小野小子仪	児童数	363	382	381	409	411
古賀東小学校	学級数	14	15	15	13	13
口貝米小子仪	児童数	416	421	446	432	436
古賀西小学校	学級数	15	15	15	13	14
口貝四小子仪	児童数	461	448	464	452	445
花鶴小学校	学級数	13	13	14	15	16
16時小十八人	児童数	372	379	404	439	463
千鳥小学校	学級数	16	14	14	13	14
一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	児童数	503	464	437	412	394
花見小学校	学級数	15	16	16	17	18
16元小子仪	児童数	498	502	514	514	530
舞の里小学校	学級数	14	13	13	13	12
<b>9</b> 井の主小子仪	児童数	438	430	404	388	337
合 計	学級数	111	111	112	110	113
	児童数	3, 372	3, 337	3, 356	3, 357	3, 324

資料:学校基本調査

# <<mark>図表 24</mark> 中学校の状況>

単位:人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
古賀中学校	学級数	17	17	17	16	16
百貝甲子校	生徒数	582	613	584	579	580
<b>十加业市尚</b> 拉	学級数	23	22	20	19	18
古賀北中学校	生徒数	867	816	774	737	712
<b>十</b> 加市市学拉	学級数	12	10	11	10	10
古賀東中学校	生徒数	377	370	375	351	346
Δ <del>1</del> 1	学級数	52	50	48	45	44
合 計	生徒数	1, 826	1, 799	1, 733	1, 667	1, 638

資料:学校基本調査

## <<mark>図表 25</mark> 特別支援学校の状況>

単位:人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成 25 年度
北筑前養護学校	小学部	9				
<b>北</b> 州刊食设于仪	中学部	11	士担告	別支援学校へ	統合、名称変	通
古賀養護学校	小学部	0	百貝村	<b>加又饭子仅</b> 、	, 和市、 和	
口貝食設予仪	中学部	5				
古賀特別支援学校	小学部		9	8	10	7
口貝付別又扳子仪	中学部		15	13	11	13
福岡養護学校	小学部	6	6	45014411		7.14.45.11
<b>油</b> 侧食设子仪	中学部	6	2	福岡特別	支援学校に名	5 称
福岡特別支援学校	小学部			6	6	5
<b>油</b> 则付別又扳子仪	中学部			3	3	3
小池特別支援学校	小学部	0	0	0	1	0
小池村別又扳子仪	中学部	0	0	0	0	0
合 計	小学部	15	15	14	17	12
	中学部	22	17	16	14	16

資料:学校教育課(<mark>各年度</mark>5月1日)

※古賀市在住児童生徒の推移

# 第3章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題

本計画の策定にあたって実施したニーズ調査や本計画の関連事業の実態から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

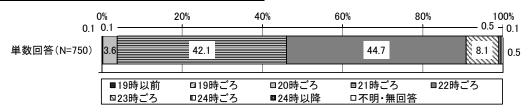
# 1 子どもの健やかな成長に向けた取り組みの充実

## (1) 生活習慣について

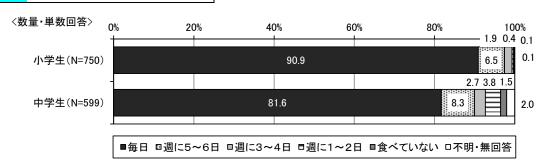
小学生の家庭生活についてみると、子どもの就寝時間については、「22 時ごろ」が 44.7% と最も多く、「23 時ごろ」 も8.1% みられます。

朝ごはんについては、小学生では9割以上が毎日食べると回答しています。一方、中学生になると週に1日でも食べない日がある人は16.3%となっており、その理由としては「時間がない」(68.4%)が最も多いことから、規則正しい生活習慣の教育・啓発が求められます。

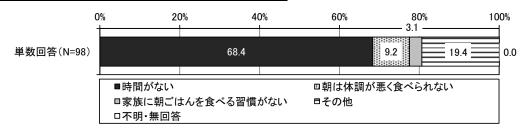
#### 図表 26 子どもが夜寝る時間の状況(小学生)



#### 図表 27 朝ごはんを食べる日数の状況



#### 図表 28 朝ごはんを食べない理由の状況(中学生)



#### ≪「第3章」で掲載しているグラフや表について≫

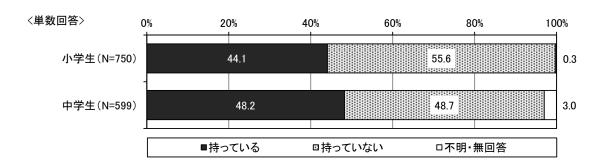
ニーズ調査の回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

## (2) 携帯電話やパソコンの利用について

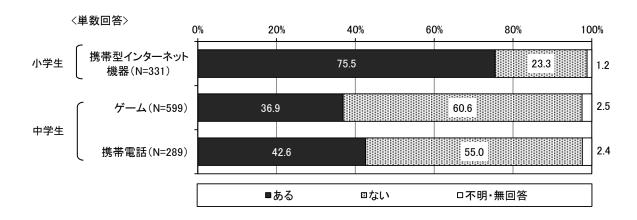
小学生の携帯型インターネット機器(携帯電話、スマホ、iPad、DS等)、中学生の携帯電話(スマホ等を含む)の所持についてみると、半数程度が自分専用の機器を「持っている」と回答しています。

また、ゲームや携帯電話等を使うときのきまりの有無については、小学生では2割、中学生では半数以上が「ない」と回答しており、使用にあたっての教育・啓発が必要と考えられます。

#### 図表29 自分専用の携帯型インターネット機器を持っているか



#### 図表30 ゲームや携帯電話等を使うときのきまりがあるか

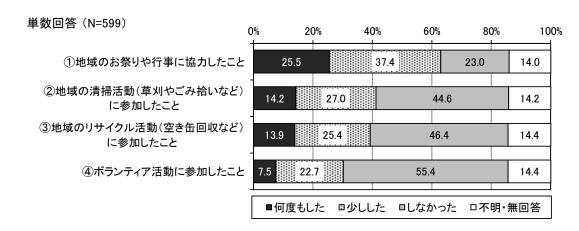


## (3)地域活動への参加について

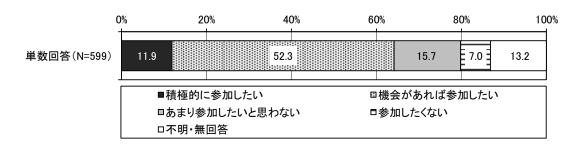
中学生について、学校の授業や行事以外の活動をみると、「地域のお祭りや行事に協力したこと」では「何度もした」「少しした」を合わせると6割以上が「した」と回答しており、最も多くなっています。一方で、「ボランティア活動に参加したこと」については、半数以上が「しなかった」と回答しています。

また、今後の地域活動への参加については、「機会があれば参加したい」(52.3%)が最も多くなっており、子どもたちの成長過程においては地域との関わりが重要であることから、より多くの子どもたちが地域活動に参加できる機会を与えることが必要と考えられます。

#### 図表31 学校の授業や行事以外での地域活動状況



#### 図表32 地域活動への参加希望状況



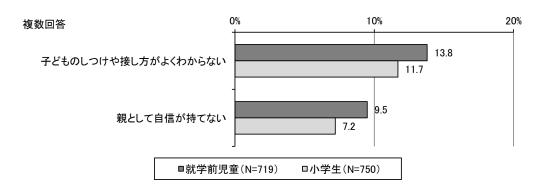
# 2 子育て支援サービスの充実

## (1) 子どものしつけや育児について

子育てをする上での不安や悩みをみると、就学前児童・小学生ともに「子どものしつけ や接し方がよくわからない」「親として自信が持てない」が1割程度となっており、この他 にも、しつけや子育てへの不安に関する意見が多くみられました。

経済的不安や時間の確保、身体の疲れなどとあわせて、親としての育児そのものも子育てをする上での大きな不安であると考えられるため、子育てに関する知識の向上や相談機関の周知を行い、不安や悩みの解消を図ることが必要です。

#### 図表 33 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること



## (2) ハイリスク妊婦\*と低出生体重児について

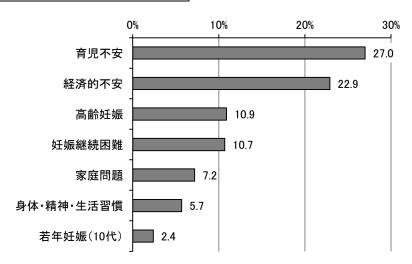
本市の妊娠届出者は年々減少していますが、ハイリスク妊婦は増加傾向にあり、平成 25年度妊娠届出者の約3割を占めています。妊娠届出者のうち2割以上が育児不安や経済的不安を持つハイリスク妊婦であり、リスクの合併など妊娠の継続に注意を要する身体的リスクを持つ妊婦も増加しています。

また、低出生体重児の割合も増加傾向にあります。高齢妊娠や 10 代の若年妊娠の増加に伴う、妊娠中の異常(妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病など)、やせ(栄養不足)の増加などが一因として考えられます。

このような状況から、妊娠早期からの正しい知識の普及を行うとともに、身体面・精神面も含め、妊娠中から産後までの継続的な支援を行う必要があります。

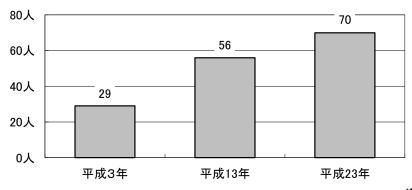
#### 図表 34 妊娠届出者のハイリスク要因の割合

#### ※重複あり



資料:予防健診課(平成25年度)

#### 図表 35 低出生体重児の推移



資料:予防健診課

<sup>※</sup> ハイリスク妊婦:妊娠届出時の面談において、妊娠中から産後の育児において身体面・精神面・養育面などで支援が必要と考えられる妊婦。

## (3) 子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向について

就学前児童について、子育て支援事業の認知度・利用度・利用意向をみると、認知度については、ほとんどの事業で平成20年に実施した前回調査と同等及び前回を上回る結果となっています。認知度の高い「4か月までの赤ちゃん訪問」や「つどいの広場『でんでんむし』」、「ブックスタート」では、これまでに利用したことがある割合が6割を超え、多くなっています。

また、「育児相談」「わくわく体験くらぶ、園庭開放」「古賀市が発行している子育て支援情報誌」については、利用状況に比べて利用意向が高くなっています。

これらの事業の周知とあわせ、利用しやすい環境づくり等により、さらなる利用促進を 図る必要があります。

#### 図表 36 子育で支援事業の認知度・利用状況・利用意向

単位:%

事業名	知っている	利用した ことがある	利用したい
①すこやか教室	57.2	32.8	26.4
②4か月までの赤ちゃん訪問	76.9	68.2	38.8
③7か月っこ広場、1歳誕生広場、ツインズクラブ	73.4	42.7	39.1
④育児相談	74.7	10.2	35.6
⑤育児支援家庭訪問	43.7	7.9	20.7
⑥こども発達ルーム、療育相談	66.5	12.8	31.6
⑦ひかりマザーズルーム(地域子育て支援センター)	46.0	15.9	25.6
⑧つどいの広場『でんでんむし』	85.1	65.6	50.2
⑨子育てサロン、ミニつどいの広場など	41.7	14.2	29.6
⑩米多比児童館、千鳥児童センター(コスモックス)	58.7	23.9	33.2
⑪ファミリー・サポート・センター	37.6	2.1	21.8
<b>プックスタート</b>	77.1	63.6	48.7
③家庭児童相談室	27.4	1.8	22.8
14少年センターによる相談	13.5	0.1	17.0
⑤わくわく体験くらぶ、園庭開放	57.0	20.4	36.7
16子育てに関するまちづくり出前講座	13.6	2.5	21.7
①古賀市が発行している子育て支援情報誌	42.7	27.5	49.4

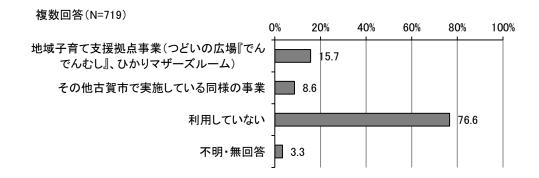
## (4) 地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業について

就学前児童について、地域子育て支援拠点事業の<mark>現在の</mark>利用状況をみると、つどいの広場『でんでんむし』、ひかりマザーズルームを利用している人の割合は 15.7%となっており、「利用していない」が 76.6%と大半を占めています。

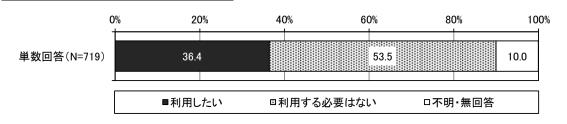
また、私用、親の通院、不定期の就労等の目的での不定期な事業(一時預かり等)の利用希望をみると、「利用する必要はない」が53.5%、「利用したい」が36.4%となっています。

今後、家庭保育者への支援強化の観点からも、利用希望のある人が気軽に利用できるよう、本事業の継続的な実施とともに、さらなる事業の充実が求められます。

#### 図表 37 地域子育て支援拠点事業の利用状況



#### 図表 38 一時預かり等の利用希望状況

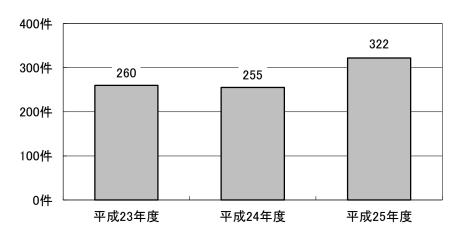


## (5) 児童虐待について

本市では、核家族化の増加や地域との関わりの希薄化等に伴う子育て家庭の孤立や不安 を解消するため、さまざまな取り組みを行っており、児童虐待の発生防止等にも努めてい ますが、児童虐待に関する相談は、増減を繰り返しながらも、長期的には増加の傾向にあ ります。

依然として児童虐待は後を絶たず、その相談内容も深刻な事例が多く見られますが、相談件数の増加は、支援体制の充実などによるものと考えられるため、相談機関についてさらなる情報周知を行うなど、児童虐待の発生防止や早期発見が求められます。

## 図表 39 古賀市の児童虐待相談<mark>延べ</mark>件数



資料:子育て支援課

# 3 育児環境の整備

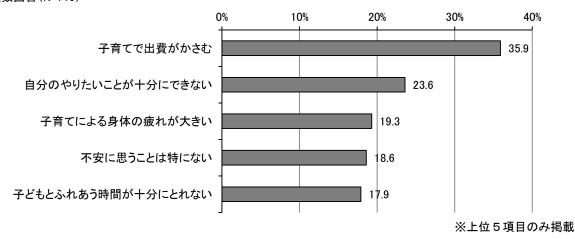
## (1) 子育て上の悩みや不安、要望について

就学前児童について、子育てをする上での不安や悩みをみると、「子育てで出費がかさむ」 が35.9%と最も多くなっています。

今後、どのような取り組みがあれば子育てをしやすいと思うかについても、「保育所や幼稚園の費用負担軽減」が(66.3%)と多いことから、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る必要があります。

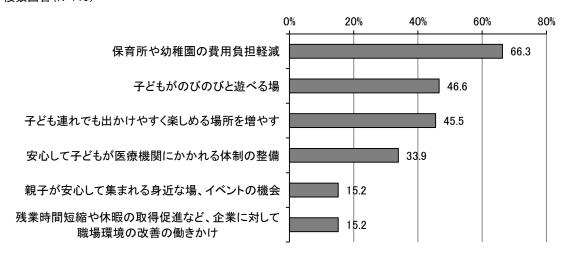
### 図表 40 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

複数回答(N=719)



#### 図表 41 今後、どのような取り組みがあれば子育てをしやすいと思うか

複数回答(N=719)



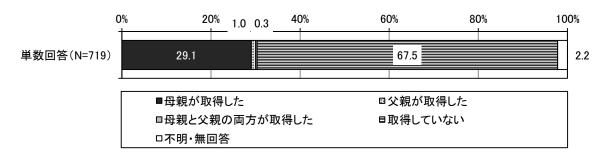
※上位6項目のみ掲載

## (2) 職場の両立支援制度について

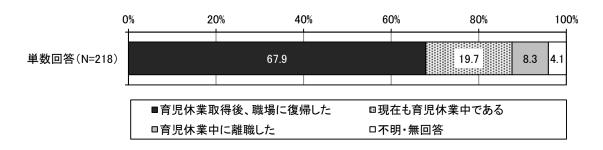
就学前児童について、育児休業の取得状況をみると、「取得していない」が67.5%と最も多くなっています。その理由としては「子育てや家事に専念するため退職した」(37.3%)、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(32.2%)が多く、その他妊娠や出産を理由に解雇されたとの回答もみられました。

また、育児休業を取得した人のうち、67.9%は育児休業取得後、職場に復帰しています。 共働き世帯や就労を希望する母親が多いことからも、子育てをしながら就労を継続できる 環境づくりや、子育てと仕事の両立を支援する取り組みがより一層求められるため、育児 休業や短時間勤務など職場環境改善に向けた企業への働きかけが必要です。

## 図表42 育児休業の取得状況



#### 図表43 育児休業取得後の職場復帰状況



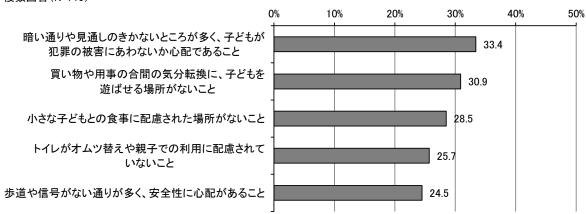
# (3) 外出時の困りごとや遊び場について

子どもと外出する際に困っていることについてみると、就学前児童・小学生ともに「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」が最も多く、防犯などの安全面に対する不安が多いことがうかがえます。

その他、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」も多くなっています。子どもの遊び場に関しては、子育ての不安・悩みや、今後の必要な取り組みでも多くの意見がみられるため、親子が出かけやすく楽しめる場の充実が必要です。

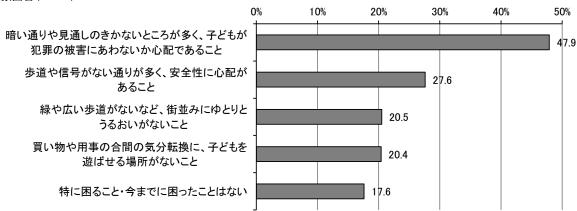
### 図表 44 子どもと外出する際に困ったこと、困ること(就学前児童)

#### 複数回答(N=719)



### <mark>図表 45</mark> 子どもと外出する際に困ったこと、困ること(小学生)

#### 複数回答(N=750)



# 4 保育サービスの充実

## (1)教育・保育事業の利用について

就学前児童の保護者の就労状況についてみると、産休・育休・介護休業中も含め母親が就労している(フルタイム・パート・アルバイト等)割合は52.1%となっています。平成20年に実施した前回調査と比べて増加しており(前回調査 39.8%)、共働き世帯が増加していることがうかがえます。

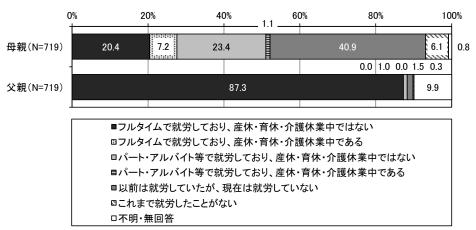
平日の定期的な教育・保育事業を利用している人のうち、その多くは、「幼稚園」(51.7%)、「認可保育所」(40.8%)となっています。また、今後利用したいと考える教育・保育事業についても、「幼稚園」(65.0%)と「認可保育所」(45.8%)が多くなっています。

今後の利用希望や母親の就労増加の状況を踏まえると、今後も教育・保育事業のニーズは高まるものと考えられ、それに応じた教育・保育事業の充実が求められます。

#### 図表 46 保護者の就労状況(就学前児童)

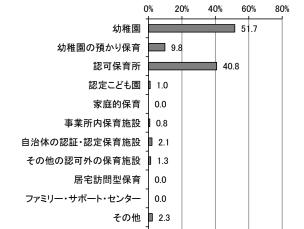
〈単数回答〉

複数回答(N=480)

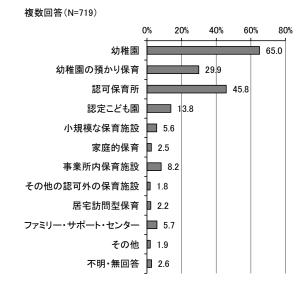


#### 図表 47 利用している教育・保育事業の状況

#### 図表 48 今後利用したい教育・保育事業の状況



不明・無回答 0.4



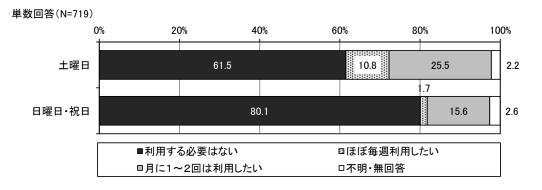
## (2) 休日保育や病児保育について

就学前児童について、土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望をみると、土曜日の割合(「ほぼ毎週利用したい」「月に1~2回は利用したい」を合わせたもの)は36.3%、日曜日・祝日の割合は17.3%となっています。

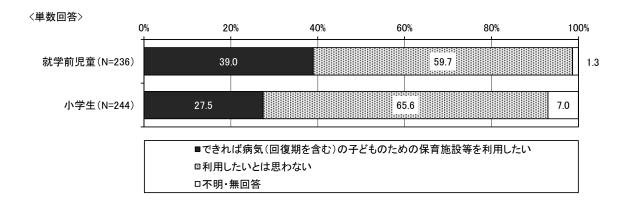
また、病児・病後児保育施設等の利用希望については、子どもが病気やケガの際の対処として父親や母親が休んだ人のうち、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った人は、就学前児童で39.0%、小学生で27.5%となっています。現在本市で実施していない「病児保育」についても利用希望があることがうかがえます。

今後、就労者の増加などにより、利用希望者が増加することも考えられるため、これらの事業のさらなる充実が求められます。

## 図表 49 土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望状況



### 図表 50 病児・病後児保育施設等の利用希望状況



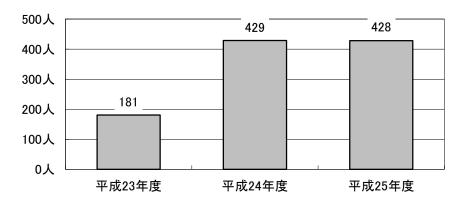
## (3) 行政と施設の連携について

本市では、乳幼児健診などで発達が気になる子どもを発見する割合が増加しており、医療機関やこども発達ルームなどの専門機関へつなぐなど早期の対応を行っています。また、発達が気になる子どもが教育・保育施設に通っている場合、より継続的な支援を行うため、専門の相談員が定期的に施設を訪問し、子どもと接する保育士や幼稚園教諭と情報交換を行い、支援方法などの協議を行っています。

日々多くの時間を教育・保育施設で過ごす子どもにとって、施設の職員が子どもの状態に対する理解を深め、適切な支援を行うことが子どもの成長にとって重要なものとなります。

教育・保育施設が子どもの生活に密着した療育の場となるよう、施設の努力はもちろん、 行政からの保育者への支援の充実も求められます。

## 図表 51 教育・保育施設への巡回相談対象延べ児童数



資料:子育て支援課

※平成23年度は試行、平成24年度から正式実施

# 第4章 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念

## 子どもが活き活き生きるまち~生きる力を育む子育ての「わ」~

本市では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、「古賀市次世代育成支援後期行動計画」に基づき、子育て支援に取り組んできました。その間も子どもを取り巻く環境は変化しており、このようななかで子どもがあらゆる社会環境に対応していくためには、たくましく生きぬく力を育むことが求められます。

また、子どもはまちの未来を築くかけがえのない存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。

このようなことから、本計画においては、「子どもが活き活き生きるまち~生きる力を育む 子育ての「わ」~」を基本理念として計画の推進を図ります。

# 「生きる力」とは(文部科学省の定義) 「生きる力」=知・徳・体のバランスのとれた力 変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の 知・徳・体をバランスよく育てることが大切であり、学校・家庭・地域が相互に連携 しつつ社会全体で育むことが必要です。 確かな学力 基礎的な知識・技能を習得し、それ らを活用して、自ら考え、判断し、 表現することにより、さまざまな問 題に積極的に対応し、解決する力 生きる力 豊かな人間性 健康・体力 自らを律しつつ、他人ととも たくましく生きるための に協調し、他人を思いやる心 健康や体力 や感動する心などの豊かな 人間性

# 2 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下の4項目を基本目標として掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

### 基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

#### 【子どもの健やかな心身の育成支援】

子どもたちが心身ともに健康に育つことが重要であるため、子どもの健康意識の向上や 相談体制の充実を図り、健康な生活を送ることができるよう支援します。

### 【豊かな人間性を育むための支援】

さまざまな教育や体験などを通して社会性や協調性等を育み、心豊かに成長し自立できるよう支援します。

#### 【次世代を担う子どもへの支援体制の充実】

次代を担う子どもの育成を社会全体で行うため、地域における教育力の向上を推進するとともに、学力の向上に向け、一人ひとりに応じた支援や教育体制の充実に努めます。

また、子育て支援は市民と共働して取り組む必要があり、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、支援するとともに、子どもがさまざまな世代の人と交流し、さまざまな経験を通して学ぶ場の充実が重要であるため、子育ち・子育てを支える地域づくりをめざします。

## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### 【子育て力向上のための支援】

保護者の子育て力の向上に向け、子育てに関わる知識の向上を図るとともに、保護者同士の仲間づくりや情報交換の場などを提供し、子育て家庭の孤立や不安の解消に努めます。

### 【安心して出産を迎えるための支援】

安全な出産、健やかな産後を迎えられるよう支援体制の充実を図ります。 安心して出産を迎えられるよう妊娠期からの支援体制の充実を図ります。

### 【子育て情報の提供と支援の充実】

必要なサービスが利用できるようさまざまな媒体を活用した情報の提供や啓発に努めるとともに、きめ細やかな子育て支援サービスの提供に努めます。

## 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

#### 【生活支援・経済的支援】

子育てにおける経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう 支援体制の充実に努めます。

#### 【育児と仕事の両立支援】

育児と仕事の両立に向けた環境づくりのための広報・啓発活動に努めます。

### 【安心して外出できる環境の整備】

地域ぐるみでの防犯活動や道路・公園整備等により、子どもや保護者にとって安全で安心な環境づくりに努めます。

## 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

## 【定期的な教育・保育施設の提供体制の確保】

共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの高まりや幼児教育ニーズの高まりに対応できるよう適切な提供体制の確保に努めます。

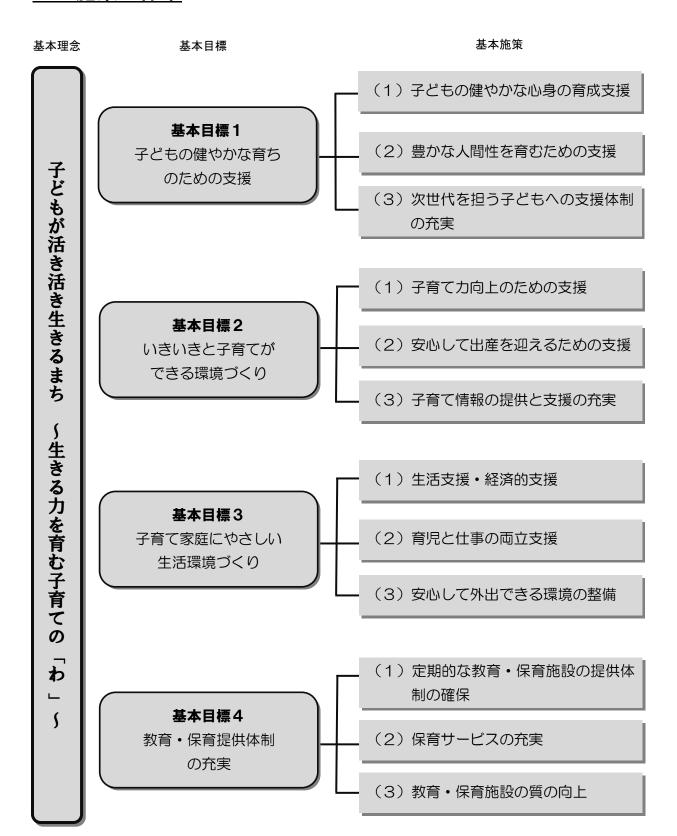
## 【保育サービスの充実】

多様なニーズに合わせた保育サービスの充実を図ります。

## 【教育・保育施設の質の向上】

幼稚園・保育所・小学校が連携を行い指導方法の改善に役立てるなど、きめ細やかな教育・保育サービスの提供に努めます。

# 3 施策の体系



# 第5章 施策の具体的な取り組み

# 基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

## (1) 子どもの健やかな心身の育成支援

乳幼児健診や就学前健診、予防接種、歯科健診を行い、就学前の児童の発達状況を確認するとともに健康状態を把握することで、早期の対策や支援・指導につなげます。学齢期の児童へは、骨密度測定等の健康測定を通じて、健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理意識の向上を図ることにより生活習慣病の予防に努めます。また、スポーツを通して子どもの健康増進や健全育成を図ります。

子どものこころの相談体制にも重点を置き、悩みの把握と解決に努めることで、子ども が心身ともに健康な生活を送ることができ、健やかに発育・発達していけるよう支援しま す。

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
_	乳幼児健診事業	子どもの健康の保持及び疾病予防、早	必要量全件に対応す
	(予防健診課)	期発見を図るため、生後4か月、10	る
1		か月、1歳6か月、3歳0か月を対象	
'		に乳幼児健診を行う。また、1歳6か	
		月健診時に、子どもの育ちにおけるメ	
		ディアの影響についての啓発を行う。	
	予防接種事業	伝染のおそれがある疾病の発生及び	子どもの健康づくり
2	(予防健診課)	蔓延を予防するために予防接種を行	を充実させる
		う。	
	歯科保健対策事業	適切な歯科保健習慣の定着を図るた	う歯保有率を減少さ
3	(予防健診課)	め、幼児健診時に歯科健診・歯科保健	せる
		指導を行う。	
	家族コツコツ(骨骨)健	健康づくりの重要性や楽しさを伝え	自主的な健康づくり
4	康づくり事業	生活習慣病を予防するため、学齢期の	の意識向上と規則正
7	(予防健診課)	世代に対し、骨密度測定等の健康測定	しい生活習慣の教
		を行う。	育・啓発を充実させる

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	子ども発達指導訓練事業	発達障がいやその他の心身の発達の	必要量全件に対応す
	(子育て支援課)	<del>遅れがあり、又はその疑いがある</del> に課	<del>3</del>
5		題を持つ就学前の児童に対し、個別・	より効果的な支援の
5		集団での活動を行い子どもの発達を	あり方について検討
		支援する。また、保護者の不安軽減の	<mark>する</mark>
		ための支援を行う。	
	児童虐待対策事業	被虐待児に対し虐待被害の重症化を	必要量全件に対応す
6	(子育て支援課)	防ぐため、児童相談所と連携し、一時	る
		保護等の支援を行う。	
	就学前健診事業	子どもの健康の保持及び疾病予防、早	必要量全件に対応す
7	(学校教育課)	期発見を図るため、5歳児を対象に就	る
		学前健診を行う。	
	こころの相談事業	心の教室相談員が児童生徒の悩み等	子どもへの周知・啓発
	(学校教育課)	の相談に応じる。また、いじめ等によ	を継続し充実させる
8		る被害を受けた際の精神的フォロー	
		をするため、心の教室相談員による子	
		ども等へのカウンセリングを行う。	
	子どもの体力づくり推進	各小学校において、子どもの体力向上	古賀市スポーツ振興
9	事業	をめざしたプログラムを実施する。	基本計画に基づく事
9	(生涯学習推進課)		業を計画的に実施す
			る
10	青少年相談事業	少年センターにおいて、児童生徒等の	相談窓口の周知を図
10	(青少年育成課)	悩み等の相談に応じる。	る

# (2) 豊かな人間性を育むための支援

生活体験や自然体験などの各学習、教育・読書活動、芸術・文化とのふれあいを通じて 子どもたちの豊かなこころや感性、社会性や協調性、自主性を育みます。また、性や薬物 に関する正しい知識の普及啓発、交通安全・防犯等の教育を行うことにより適切な意思決 定や行動選択、危険回避能力を向上させ、生きる力を育成します。

No.	事業名 (担当課)	事業内容	目標・方向性
	親子クッキング事業	食に関する基礎知識の情報提供や、食	食育を通して生活習
1	(予防健診課)	習慣の見直しを考える機会を提供す	慣病予防を推進する
'		る。	ため継続して実施す
			る
	性教育や薬物乱用防止教	学校教育の現場において保健の時間	教育を通して命の大
2	育事業	等を活用して性教育や薬物乱用防止	切さを学ぶため継続
	(予防健診課・学校)	教育を行う。	して実施する
	地域交流促進事業	公募した市内小学生を対象に、人権や	自ら進んで人権や平
3	~じんけん平和教室~	平和についてフィールドワークを中	和を守る行動ができ
3	(隣保館)	心に教室を開催する。	るよう教室内容の充
			実を行う
	スタンドアローン(一人	参加中学生の将来に向けた「自己実	自尊心の高揚や将来
1	で立つ)支援事業	現」をめざし、家庭学習支援や社会体	展望が持てるよう支
4	(隣保館)	験支援を実施する。	援内容の充実を検討
			する
	ゲストティーチャー事業	全小・中学校において、学校教育活動	地域の人との交流に
	(学校教育課•学校)	の中で地域の人材を講師として招き	よる社会性の向上と
5		授業を行う。	学習への関心・意欲を
			向上させるために継
			続する
	総合的な学習事業	小・中学校でのパソコン・インター	授業を通して情報モ
6	~情報教育・規範意識教育~	ネットを活用する授業において、情報	ラル・メディアリテラ
	(学校教育課•学校)	収集の仕方や活用の際のモラルやマ	シーの向上を図る
		ナーについて学ぶ。	
	総合的な学習事業	小・中学校において、社会体験・グルー	自ら課題を見つけ、学
7	~体験型学習~	プ学習・異年齢集団との交流学習・自	び、考え、主体的に問
'	(学校教育課•学校)	然体験活動等を行う。	題を解決する力を育
			てるために継続する

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	防犯教育事業	小・中学校において、犯罪から身を守	危険回避能力の向上
8	(学校教育課・学校)	るための防犯教育を行う。	のために継続する
	子ども体験広場事業	学生などのボランティアの協力を得	郷土愛を育み、自立心
	(青少年育成課)	て、子どもたちの創作意欲をかきたて	が培われるよう体験
		るよう工作を中心とした「子どもアー	内容の工夫と参加者
9		ト教室」や、子どもたちの協調性、自	増に向けた周知方法
		主性を育むリヤカーキャンプなどの	を検討する
		体験活動「レッツ!トライ トライ ト	
		ライ」を行う。	
	居場所づくり事業	米多比児童館や千鳥児童センター「コ	子ども同士の交流に
	(青少年育成課)	スモックス」において、18 歳未満の	より社会性などが育
10		子どもたちが安心して過ごせる居場	まれるため、利用者増
		所を提供する。	加に向け、周知方法を
			検討する
	次世代リーダー養成事業	夏休み期間中に開催される「日本の次	2名の参加枠を維持
11	(青少年育成課)	世代リーダー養成塾」に、古賀市在住	する
' '		の高校生を派遣し、参加費の一部を補	
		助する。	
	子ども映画会事業	子どもの豊かなこころや感性を育む	参加者数を増やすた
12	(図書館)	とともに映画の楽しみを伝えるため、	めの周知方法を検討
'-		図書館に所蔵する子ども向けの視聴	する
		覚資料を上映する。	
	読書活動推進事業	乳幼児・児童への本の読み聞かせなど	おはなし会などの読
	〜おはなし会〜	を行うおはなし会(赤ちゃんおはなし	書関連事業への参加
13	(図書館)	会、小さい子のおはなし会、どようお	者数を増やすための
		はなし会)を実施する。	周知・内容の検討を行
			う
	アートバス事業	小・中学生を対象に、バスで市外の美	豊かな心を育むため、
<mark>14</mark>	<mark>(生涯学習推進課)</mark>	術館などに行き、本物の絵や彫刻など	参加者数の増加に向
		の美術作品を見学する機会を提供す	けた周知方法や内容
		る。 	の充実を検討する
	交通安全教育推進事業	交通安全協会と協力し、市内の全小学	理解向上のための内
<mark>15</mark>	(総務課)	校において、1年生を対象に交通安全	容の工夫を検討する
		教室、4年生を対象に自転車講習会を	
		実施する。	

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	人権教育・啓発の推進事業	人権尊重週間の取り組みや人権の花	古賀市人権施策基本
<mark>16</mark>	(人権センター)	運動に参画してもらうなど、さまざま	指針に基づき人権施
10		な人権問題について考える機会を積	策を推進する
		極的に提供する。	

# (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

地域における教育力の向上を図るため、地域全体での子育て支援の推進や地域人材の活用・リーダーなどの育成を行います。また、子ども一人ひとりに応じた指導や外国語教育など、教育全般にわたって学力の向上に向けた取り組みを推進するとともに、さまざまな体験活動を通して、将来、社会人、親となる子どもの育成に努めます。

No.	事業名 (担当課)	事業内容	目標・方向性
	地域交流促進事業	公募した市内小学生(低・高学年別)	より多くの子どもが
	~異文化教室~	を対象に、国際的な人権感覚を養うと	参加できるようエ
1	(隣保館)	ともに、将来へ向けた夢や目標を描く	夫・改善を検討する
1		きっかけとなるよう、さまざまな国か	
		ら来た留学生(大学生)を講師に迎え、	
		他国のことば・文化・歴史等を学ぶ。	
	不登校児童生徒等支援事業	スクールカウンセラーやスクール	不登校児童生徒の減
	(学校教育課)	ソーシャルワーカー、少年センターに	少を図る
		て、児童生徒、保護者等へのカウンセ	
2		リングや指導を行い、学校生活の手助	
_		けを行う。また、あすなろ教室では、	
		不登校児童生徒に対する体験活動や	
		自主学習を通して自立を支援し、学校	
		復帰への手助けを行う。	
	特別支援教育事業	特別支援教育相談員(ひまわり教室)	必要量全件に対応す
	(学校教育課)	が、特別な教育的支援を必要とする児	る
		童生徒への指導・支援等を行う。さら	
3		に、特別支援教育支援員が授業に入	
		り、児童生徒の支援を行う。	
		また、就学支援委員会において、児童	
		生徒一人ひとりのニーズに応じた就	
		学相談・就学支援を行う。	

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	外国語教育推進事業	小・中学校において、ALT(外国語	英語への関心を高め、
	(学校教育課・学校)	指導助手)による授業を実施する。	実践的コミュニケー
4		また、夏休みには、小学生を対象とし	ション能力の育成を
		た英会話教室を開催し、英語にふれる	図るために継続する
		機会を提供する。	
	職業体験学習事業	中学校2年生が市内事業所の協力の	望ましい勤労観や職
5	~ドリームステージ~	もとで職業体験を実施する。	業観を身につけるた
	(学校教育課 <mark>・学校</mark> )		めに継続する
	総合的な学習事業	小・中学校において、地域の環境整備	地域活動への参加向
	~ボランティア教育~	活動や施設慰問活動などのボラン	上を図るために継続
6	(学校教育課・学校)	ティア活動、高齢者・障がい者との交	する
0		流等を実施する。	さらにさまざまな地
			域活動の情報を提供
			する
	部活動指導等支援事業	中学校の部活動実技指導に外部講師	部活動の充実を図る
7	(学校教育課)	を招き、生徒への専門的な指導を行	ため継続する
		う。	
	学力向上推進会議	学力検査等の結果を分析し、児童生徒	効果的な諸施策の推
8	(学校教育課)	一人ひとりに応じた指導方法や指導	進を図るために継続
		体制の工夫・改善等に関する実践的な	する
		取り組みや研究を行う。	
	少人数学級指導支援事業	小学校低学年(1・2年生)において、	きめ細かな学習指導
9	(学校教育課)	35 人以下の少人数学級を編制する。	を充実させるために
			継続する
	小学校中学年学力向上事業	小学校中学年(3・4年生)クラスに	きめ細かな学習指導
10	(学校教育課)	講師を配置して、国語、算数の授業中	を充実させるために
		における学習支援、学習指導を行う。	継続する
	小1プロブレム対策学級	小学校の環境になじめず、また、学習	小学校へのスムーズ
	補助員配置事業	指導や生活指導に困難が生じる小学	な環境適応に向け支
11	(学校教育課)	校1年生の学級に、担任とは別に補助	援を継続する
		を行うことを目的とする学級補助員	
		を配置する。	
	中1ギャップ対策講師配	中学校の学習や生活の変化になじめ	中学校へのスムーズ
12	置事業	ず学力不振、不登校、いじめ、荒れな	な環境適応に向け支
12	(学校教育課)	どにつながることを未然に防ぐため	援を継続する
		に講師を配置する。	

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
13	高等学校等中途退学問題 調査研究会議 (学校教育課)	高等学校等の中途退学の実態を把握 し、中途退学問題の解決と情報共有を 目的に、学校、教育委員会、その他関 係者等が参画する会議を開催する。	中途退学者の減少を図る
14	学習支援事業 〜学習支援アシスタント〜 (学校教育課)	学力が十分に身についていない児童 生徒に対して授業における個別支援 や放課後の学力補充学習をより充実 させるために、学習支援アシスタント の派遣を行う。	きめ細かな学習指導・支援を充実させるために継続する
15	古賀市研究指定委嘱事業(学校教育課)	毎年2校を古賀市研究指定委嘱校に 指定し、3年間の調査研究を行い、そ の結果を研究発表会等で小・中学校に 啓発していく。	授業改善を推進し学 力の向上を図るため に継続する
16	学校評議員事業 (学校教育課)	学校の自己評価結果について、適正な 学校運営のため学校関係者評価委員 会を開催し改善点等の指摘を行う。	指摘箇所を積極的に 改善する
17	アンビシャス広場づくり 事業 (青少年育成課)	小学校区ごとに実行委員会を立ち上げ、補助金を交付することで、地域での安全・安心な居場所の提供と地域の特色ある取り組みを展開する。	開設数の拡大を検討する
18	通学合宿事業 (青少年育成課)	地域の実行委員会が主として行う集 団合宿生活の体験活動に対し、支援を 行う。	実施校区数の拡大に 向け未実施校区での 実行委員会立ち上げ を支援する
19	青少年育成団体支援事業 (青少年育成課)	子ども会育成会連合会などの青少年 健全育成に取り組む団体へ補助金を 交付する。また、青少年問題協議会や 子どもの育ちを考える協議会等を開 催する。	青少年健全育成団体 を支援するため継続 して取り組む
20	非行防止啓発事業 (青少年育成課)	少年補導員と連携し、定期的にパトロールを実施する。また、少年指導員による啓発活動及び各小学校区代表と生徒指導教諭との定期的な情報交換、古賀市青少年育成市民会議と共催による青少年健全育成大会などを実施する。	少年指導員による非 行防止を含めた啓発 活動を年2回実施す る

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	地域文庫活動支援事業	地域で読書活動を推進する地域文庫	学校・地域・家庭との
21	(図書館)	活動の支援を行う。	連携を進め、6 文庫の
			継続維持を図る
	読書活動推進事業	読書ボランティア講座などによる研	地域による子育て支
22	~読書ボランティア講座~	修会を行い、子どもを対象とした読書	援の向上のために継
	(図書館)	活動団体及び興味関心がある個人の	続する
		支援を行う。	
	スポーツ活動支援事業	ジュニアのスポーツ団体に対して補	古賀市スポーツ振興
23	(生涯学習推進課)	助金を交付する。	基本計画に基づく事
23			業を計画的に実施す
			る
	地域コミュニティにおけ	ひとつの自治会では解決できない青	全小学校区(8校区)
24	る子育て支援推進事業	少年育成等の社会的課題や広域で取	での校区コミュニ
	(総務課)	り組んだ方が効果的な課題に対し、住	ティの設立をめざす
		民や各種団体が連携し解決を図って	
		いくための組織づくりを推進する。	

# 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

# (1) 子育て力向上のための支援

保護者の子育て力の向上に向け、子育でに関する講座や保護者支援のためのプログラムの実施、食に関する教室・啓発による知識の向上を図ります。また、保護者同士の仲間づくりや情報交換の場、親子体験などによる親子のコミュニケーションの場の提供、相談機関の充実に努め、子育で家庭の孤立や不安の解消に努めます。

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
NO.		<del>丁</del> 未內台	日保・万円住
	育児力向上事業	就学前児童を持つ保護者を対象とし	参加者増加に向け、講
1	(子育て支援課)	た子育てに関する講座を実施する。ま	座の周知方法の検討
'		た、保育所では保育所入所児童保護者	を行い、さらに内容の
		を対象に子育て講座を行う。	工夫や充実を図る
	乳幼児親子居場所提供事業	つどいの広場『でんでんむし』におい	さらに魅力的な居場
	(子育て支援課)	て、子育て中の親子が気軽に利用し、	所となるために、事業
2		親子同士が一緒に遊ぶことにより、交	内容の検討・充実を図
		流を通じて子育てに関する情報交換	る
		や仲間づくりができる場を提供する。	
	地域乳幼児親子交流促進	花見光保育園内の「ひかりマザーズ	事業の認知度向上に
	事業	ルーム」において、子育て中の親子が	向けた周知方法を検
	(子育て支援課)	気軽に利用し、参加者同士のふれあい	討する
3		により、交流を通じて子育てに関する	
3		情報交換や仲間づくりができる場を	
		提供する。また、市内の4学童保育所	
		を利用して、ミニつどいの広場事業を	
		実施する。	
	乳幼児絵本との出会い促	4か月児を持つ親子を対象に、赤ちゃ	親子ふれ合いのきっ
	進事業	んには絵本を、保護者には赤ちゃんと	かけづくりのために
4	~ブックスタート事業~	絵本を楽しむ体験を提供する。	継続する
	(子育て支援課)	また、子どもの育ちにおけるメディア	
		の影響についての啓発を行う。	
	乳幼児親子相談事業	「7か月っこ広場」「1歳誕生広場」	参加者拡大に向け、周
	(子育て支援課)	をつどいの広場『でんでんむし』で開	知方法を検討する
5		催し、同年齢の子を育てる親同士の交	
		流や情報交換、スタッフによる相談を	
		行う。	

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	要支援子育て世帯相談支	要支援家庭に対し、つどいの広場『で	必要量全件に対応す
6	援事業	んでんむし』等で養育状況の把握や悩	る
	(子育て支援課)	みの傾聴・支援・助言等を行う。	
	乳児家庭全戸訪問事業	おおむね生後2か月までの乳児のい	必要量全件に対応す
7	(子育て支援課)	る全家庭を、保健師又は助産師と保育	る
'		士が訪問し、子育て支援情報の提供、	
		養育に関する指導及び援助等を行う。	
	子育て相談事業	子育てに関する相談・情報提供を行	事業の周知・啓発を充
8	(子育て支援課)	う。また、引きこもりや虐待の防止の	実させる
0		ため、子育て状況を把握し、他の機関	
		との連携を図る。	
	家庭児童相談支援事業	子育て、親子関係の悩みなどに関する	事業の認知度向上に
9	(子育て支援課)	相談窓口として、家庭支援係内に設置	向けた周知方法を検
9		している家庭児童相談室にて相談を	討する
		受け、支援につなげる。	
	子ども発達相談事業	発達に <mark>遅れや心配のある</mark> 課題を持つ	事業の認知度向上に
	(子育て支援課)	乳幼児や保護者に対して、個別での相	向けた周知方法を検
10		談を行う。また、医師による療育方針	討する
		の決定や診断を行い、必要に応じて専	
		門機関の紹介を行う。	
	養育支援家庭訪問事業	養育支援が特に必要と判断した家庭	必要量全件に対応す
11	(子育て支援課)	に対し、保健師又は助産師と保育士が	る
		家庭を訪問し、養育に関する指導や援	
		助等を行う。	
	ペアレンティングトレー	NP(ノーバディーズパーフェクト)	プログラム内容のエ
	ニング事業	プログラムやCSP(コモンセンスペ	夫や充実を図る
12	(子育て支援課)	アレンティング)などの親支援プログ	
		ラムを通じて、自分にあった子育ての	
		仕方を学ぶ。	
	離乳食教室事業	生後5か月から1歳の乳児とその保	参加者増加に向け、周
13	(予防健診課)	護者を対象に、離乳食教室を実施す	知方法の検討を行い、
13		る。	さらに内容の工夫や
			充実を図る

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
14	食に関する啓発事業	健康食レシピのホームページ掲載や	食育を通じた生活習
	(予防健診課)	食育ガイドブック、また妊婦教室や乳	慣病予防を図る
14		幼児健診を通じて食に関する情報提	
		供を行う。	
	障がい児の親や子ども同	障がい児(者)親の会への補助を行う	支援を行うことによ
	士の交流推進事業	ことで活動の活性化を図り、バスハイ	り、親や子ども同士の
15	(福祉課)	クやふれあいバザーなどのさまざま	交流の充実を図る
		な体験活動を通じて親や子ども同士	
		の交流を推進する。	
	子育て講座事業	主に思春期の子を持つ親を対象に、3	参加者増加に向け、講
16	(生涯学習推進課)	中学校PTA、古賀市青少年育成市民	座の周知方法の検討
10		会議と合同で年に1回、講座を開催す	を行い、さらに内容の
		る。	工夫や充実を図る
	家庭教育啓発事業	小・中学校の保護者、家庭教育支援者、	家庭や地域の教育力
17	(生涯学習推進課)	地域住民を対象に家庭教育に関する	向上のために継続す
		講座・講演会等を開催する。	る
	子ども体験広場事業	親子で参加できる体験教室を実施す	参加者増加に向け、周
18	~アドベンチャイム~	る。	知方法や内容を検討
	(青少年育成課)		する
	乳幼児親子交流事業	米多比児童館や千鳥児童センター「コ	参加者増加に向け、周
	(青少年育成課)	スモックス」において、子育て中の親	知方法を検討する
19		子が気軽に利用し、参加者同士の交流	
		による仲間づくりや情報交換の場を	
		提供する。	
	読書活動推進事業	小学校と協力し、親子読書会を行う。	家庭での読書活動の
20	~親子読書会~		重要性を認識しても
20	(図書館)		らい活発化を図るた
			め継続する

# (2) 安心して出産を迎えるための支援

妊娠期に健康な生活を送ることができるよう健診に対する助成を行うとともに、妊娠・ 出産・育児に対する不安を解消するため、妊婦教室の開催やさまざまな情報の提供、相談 体制の充実を図り、安全な出産、健やかな産後を迎えられるよう支援します。

No.	事業名 (担当課)	事業内容	目標・方向性
	妊婦教室・相談事業	妊婦等に対し妊娠・出産・育児に関す	情報提供の充実を図
1	(予防健診課)	る教室を開催するとともに、情報提供	る
		や相談・支援を行う。	
	妊婦健診事業	妊婦健診費用を助成する。	妊婦や胎児の健康の
2	(予防健診課)		保持を図るために継
			続する
	助産施設入所管理事業	経済的理由により入院助産を受ける	必要量全件に対応す
3	(子育て支援課)	ことが出来ない妊産婦が安全な出産	る
		及び健やかな産後を迎えられるよう	
		に支援する。	

# (3)子育て情報の提供と支援の充実

さまざまな媒体を通じ子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう、子育て情報や小児医療情報の積極的な提供に努めるとともに、家庭において一時的に保育や養育が困難となる場合などに利用できるサービスの充実に努めます。また、要保護・要支援児童の早期発見・早期対応や、支援体制の強化・充実に努めるとともに、虐待の未然防止のための啓発に努めます。

No.	事業名 (担当課)	事業内容	目標・方向性
	子育て情報発信事業	ホームページや広報を通じた情報提	情報冊子の提供を拡
	(子育て支援課)	供を行うとともに、子育て支援情報冊	大する
1		子「子育てBOOK」等により相談機	市民参加型の情報誌
		関や市内の子育て支援に関する情報	発行の可能性につい
		提供を行う。	て検討する
	一時預かり事業	就学前児童の保護者の育児疲れ解消	事業の認知度向上に
	(子育て支援課)	(リフレッシュ)、あるいは短時間労	向けた周知方法を検
2		働や病気、冠婚葬祭など家庭での保育	討する
		が一時的に困難な場合に保育所にお	
		いて子どもを保育する。	

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	子育て支援短期利用事業	保護者の疾病やその他の理由により、	事業の認知度向上に
	~ショートステイ事業~	家庭において児童を養育することが	向けた周知方法を検
3	(子育て支援課)	一時的に困難となった場合に、児童養	討する
		護施設等において一定期間、養育・保	養育・保護施設の委託
		護を行う。	先の検討を行う
	子育て相互援助事業	子育てに関して援助を受けたい人と	利用者拡大に向け、情
4	~ファミリー・サポー	援助をしたい人からなる会員組織を	報提供方法や啓発方
4	ト・センター事業~	つくり、保育所等への送迎や一時預か	法等について検討す
	(子育て支援課)	りなどの子育て支援を行う。	る
	要保護児童対策地域連携	福祉・教育などの関係機関相互のネッ	成長過程において切
	支援事業	トワークを構築し、要保護児童等の早	れ目のない支援体制
5	(子育て支援課)	期発見・対応に努めるとともに、情報	を構築する
		共有・共通認識を図った上で、一人ひ	
		とりにあった支援を検討する。	
	児童権利啓発事業	毎年 11 月の児童虐待防止推進月間	さらなる啓発に向け、
6	(子育て支援課)	前に、広報において、子どもの虐待防	内容・方法を検討する
		止に関する啓発記事等を掲載する。	
	小児医療情報提供	小児医療体制の充実を働きかけてい	情報提供の充実を図
7	(予防健診課)	くとともに、小児医療の情報提供を行	る
		う。	
	障がい児等の地域生活に	日中一時支援事業(さくらんぼキッ	支援が必要な人に適
	おける支援事業	ズ)により一時的に障がい児等を預か	切な量を支援する
8	(福祉課)	る。また、「障害者生活支援センター	
0		咲」では、障がい児やその家族の相談	
		に応じ、障がい児等の地域における生	
		活を支援する。	
	青少年育成活動情報発信	子ども向けの体験活動、イベント及び	内容の充実を図る
9	事業	団体情報などの情報誌「こがっち」を	
	(青少年育成課)	年4回発行する。	

# 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

# (1) 生活支援・経済的支援

安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、子どもの医療費の公費負担や各種手当の支給を行うなど、子育てへの経済的な負担軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定を支援します。また、未熟児や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭、低所得家庭への援助を継続します。

なお、学校給食費に係る負担の軽減について検討します。

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	子育て世帯経済的支援事業	中学校修了前までの子どもを養育す	基準に基づいた支給
1	~児童手当~	る保護者に対し児童手当を支給す	を適正に実施する
	(子育て支援課)	る。	
	幼稚園就園奨励費支給事業	幼稚園利用者に対し、保護者の所得	新制度に移行しない
	(子育て支援課)	状況に応じて補助金を支給する。	幼稚園利用者に対し
2		※子ども・子育て支援新制度に移行し	て継続する
_		た幼稚園を利用する保護者に対して	
		は、奨励費が廃止となり、所得状況	
		に応じて市が定めた保育料となる。	
	ひとり親家庭等自立支援	ひとり親家庭等に対し、所得状況に	基準に基づいた支給
3	事業	応じて児童扶養手当を支給する。	を適正に実施する
3	~児童扶養手当~		
	(子育て支援課)		
	母子 <mark>ひとり親</mark> 家庭福祉資金	ひとり親家庭の保護者又は児童のう	事業認知度向上に向
4	貸付事業	ち、貸付希望者に対し、県婦人相談	けた周知方法を検討
4	(子育て支援課)	員とともに面談を行い、貸付申請を	する
		進達する。	
	母子 <mark>ひとり親</mark> 家庭職業技	ひとり親家庭の保護者に対し高等技	事業認知度向上に向
	能訓練修得支援事業	能養成訓練にかかる費用を一定期間	けた周知方法を検討
5	(子育て支援課)	支給する。また、教育講座を受講し	する
		た際にその講座費用の一部を補助す	
		<b>న</b> .	
	ひとり親家庭等日常生活	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を	事業認知度向上に向
6	支援事業	派遣し、育児や身の回りの世話など	けた周知方法を検討
	(子育て支援課)	日常生活に必要な支援を行う。	する

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	未熟児養育医療費用負担	乳児の健全育成を図るため、医療を	基準に基づいた支給
7	軽減事業	必要とする未熟児に対し、養育に必	を適正に実施する
	(予防健診課)	要な医療の給付を行う。	
	障害者経済的支援事業	自立支援サービス給付や障がい児福	基準に基づいた支給
8	(福祉課)	祉手当などを支給することにより、	を適正に実施する
		保護者の経済的負担を軽減する。	
	就学奨励費及び障害児通	特別支援教育就学奨励費や心身障が	基準に基づいた支給
9	学費支給事業	い児通学費の支給を行う。	を適正に実施する
	(学校教育課)		
	就学援助事業	経済的理由によって小・中学校への	基準に基づいた支給
10	(学校教育課)	就学が困難な世帯に対し、援助費を	を適正に実施する
		支給する。	
	乳幼児・子ども医療費支	病気の重症化を予防し、健やかな成	基準に基づいた助成
11	給事業	長を支援するため、子どもの医療費	を適正に実施する
' '	(市民国保課)	等の助成を行う。(通院は小学校6年	
		生まで、入院は高校3年生まで)	
	ひとり親家庭等医療費支	ひとり親家庭等に対し、所得状況に	基準に基づいた助成
12	給事業	応じて医療費の助成を行う。	を適正に実施する
	(市民国保課)		
	重度障害者医療費支給事業	重度障がいのある子どもにかかる医	基準に基づいた助成
13	(市民国保課)	療費の助成を行う。(乳幼児・子ども	を適正に実施する
		医療対象者を除く)	

# (2) 育児と仕事の両立支援

「つどい」やセミナーの開催により、育児休業や有給休暇の取得、時間外勤務の削減や 短時間勤務の導入等の促進に向けた啓発を行うとともに、男女共同参画や男性の育児参加 を推進し、育児と仕事を両立するための環境づくりに努めます。

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	男女共同参画推進事業	企業・自治会・市民・職員に対して「つ	広報・ホームページ等
4	(総務課)	どい」・セミナー等を開催する。	での啓発を充実する
'		また、チラシやホームページ等で情報	
		提供を行う。	
	仕事と生活の調和に向け	企業や労働者に対し、セミナー等の周	周知企業数を拡大す
2	た啓発	知を行う。	る
	(商工政策課)		

## (3) 安心して外出できる環境の整備

地域ぐるみでの防犯活動、不審者等の情報提供体制の充実、児童生徒に対する防犯教室の実施や防犯ブザーの支給などにより地域全体の防犯意識を高め、犯罪のない安全な地域づくりを進めます。

また、子どもの非行予防のため、関係機関と声かけパトロールや住民への啓発、有害情報の浄化活動を行い、子どもを守る環境づくりを進めます。

安全な道路交通環境や公園の整備を進め、より子育てしやすいまちづくりに努めます。

No.	事業名 (担当課)	事業内容	目標・方向性
	小・中学校における防犯	携帯電話やパソコン等の情報技術を	保護者や地域と連携
	対策事業	活用し、子どもの安全に関する情報を	し、犯罪の抑制や被害
	(学校教育課)	保護者や地域で効果的に共有する「ふ	の未然防止のため継
1		くおかキッズガードネットワークシ	続する
		ステム」に加入する。また、市費で一	
		部を負担して小・中学生に防犯ブザー	
		を支給する。	
	青少年健全育成のための	福岡県青少年健全育成条例に基づく	定期的に立入調査を
2	環境整備	カラオケ店、携帯電話販売店などの立	実施する
	(青少年育成課)	入調査の実施及びあいさつ運動の取	
		り組みを促進する。	

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	防犯灯設置事業	防犯灯の設置にかかる経費について	地域の夜間における
3	(総務課)	補助金を交付する。	防犯の推進を図るた
			めに継続する
	交通安全啓発事業	交通安全協会と協力し、安全運動期間	さらなる交通安全意
4	(総務課)	中に駅や商業施設等においてチラシ	識の向上に向け、啓発
4		と啓発物資の配布を行う。	回数の拡充を検討す
			る
	地域における防犯活動支	登下校時に「青色回転灯」装備車での	犯罪の抑制・被害の未
	援事業	パトロールを実施する。また、自主防	然防止に向け、地域と
5	(総務課)	犯団体・自治会等による登下校の見守	の連携を継続する
		り活動、夏休みの防犯パトロールなど	
		の取り組みを支援するため、研修会の	
		開催や防犯活動用品を支給する。	
	防犯に関する関係機関・	警察、行政、PTA、地域、自主防犯	連携促進のため継続
	団体との連携促進事業	団体との連携を図り、情報交換や防犯	する
6	(総務課)	情報の共有化を図る連絡調整の場づ	
		くりとして「古賀市安全安心まちづく	
		り推進協議会」や「自主防犯団体連絡	
		会議」を開催する。	
	犯罪等に関する情報提供	古賀市ホームページや「防災メールま	子どもを犯罪等の被
	(総務課)	もるくん」などにより不審者に関する	害から守るため、適正
7		情報提供を行う。	な情報提供を継続す
'		また、ホームページに街頭犯罪の発生	る
		状況を2か年分掲載し、犯罪の発生状	
		況等の情報提供に努める。	
	公園整備事業	子どものスポーツ活動や自然•文化と	公園施設の適正な管
8	(都市計画課)	ふれあえる公園づくりをめざし、子ど	理・整備を行う
		も達が安心・安全に遊べる公園施設の	
		機能維持・整備を行う。	
	通学路の歩道整備	通学路として指定されている幹線道	児童生徒の通学時の
9	(建設課)	路について、歩道又は自転車歩行者道	安全を確保するため
		を整備する。	に幹線道路の整備に
			あわせて実施する

# 基本目標4 教育・保育提供体制の充実

# (1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

共働き世帯の増加などに伴い保育ニーズが高まっていることから、需要量と供給量のバランスを考慮した上で、既存施設を有効に活用するなど適切な提供体制の確保に努めるとともに、育児休業中の在園児の継続入所や求職活動中の入所などの条件緩和も検討していきます。

また、幼児教育に対するニーズも増加しており、幼児教育の充実を図るための補助を継続し、教育施設の運営を支援します。

No.	事業名 (担当課)	事業内容	目標・方向性
	私立幼稚園運営支援事業	幼稚園に対する補助を行う。	新制度へ移行しない
1	(子育て支援課)	※子ども・子育て支援新制度への移行	幼稚園に対し継続す
'		もしくは認定こども園へ移行した場	る
		合は、施設型給付にて支援を行う。	
2	幼稚園情報の提供	子育て中の家庭へ幼稚園に関する情	効果的な情報提供方
	(子育て支援課)	報を提供する。	法を検討する
	通常保育事業	保育所において、保護者の就労や病気	待機児童数〇人
	(子育て支援課)	などの理由により、家庭において保育	育児休業中の在園児
		することができない子どもを保護者	の継続入所、求職活動
3		に代わって保育する。	中の入所条件の緩和
3		※幼稚園では、保護者の就労の有無に関係なく、	等について検討する
		基本的に満 3 歳以上の就学前の子どもを、おお	
		むね 8 時 30 分から 14 時まで保育する。また、	
		1・2歳の保育を行っている園もある。	

# (2) 保育サービスの充実

就労形態の多様化に伴う利用者の保育ニーズを十分に踏まえ、保育所において日・祝日の預かりを実施する休日保育を開始するほか、保育所の通常開所時間を超えて預かる延長保育、小学生においては放課後に預かる学童保育など、きめ細かな保育サービスの提供に努めます。

なお、病気回復期の子どもを預かる病後児保育については継続しつつ、病気中の子ども を預かる病児保育の実現に向けて研究・検討します。

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、長時間	20 時までの保育実施
	(子育て支援課)	勤務等に伴う保育時間の延長に対す	園増加に向け検討す
		るニーズに対応するため、通常の保	る
		育時間を超えて19時又は20時まで	
1		の保育を実施する。	
		※市内の全幼稚園では、通常の保育時間終了後、	
		希望者への預かり保育(延長保育)を実施してお	
		り、実施時間はおおむね 18 時から 19 時まで。	
	休日保育事業	日曜日及び祝日に、就労等により家	事業内容の充実に向
	(子育て支援課)	庭での保育が困難となる保護者に代	け検討する
2		わり、久保保育園において、子ども	
		を保育する。	
	病後児保育事業	保護者の就労などの都合により病気	小児科医院等におけ
	(子育て支援課)	回復期のおおむね 10 歳までの子ど	る病児保育の実施を
3		もを家庭で保育できない場合に、医	検討する
3		師の診断書に基づき、鹿部保育所内	
		「おひさまルーム」において、子ど	
		もを一時的に保育する。	
	要支援児童加配事業	保育所に入所している児童のうち、	児童支援のために継
4	(子育て支援課)	特に支援が必要と判断された児童に	続する
		対し、加配職員を配置する。	
	放課後児童健全育成事業	放課後の児童の安全確保や健全育成	待機児童数〇人
5	~学童保育事業~	を図るため、小学校に通う児童に遊	
	(学校教育課)	びや集団生活の場を提供する。	
	要支援生徒加配事業	学童保育所に入所している児童のう	児童支援のために継
6	(学校教育課)	ち、特に支援が必要と判断された児	続する
		童に対し、加配職員を配置する。	

# (3) 教育・保育施設の質の向上

幼稚園・保育所・小学校との連携を強化し、スムーズに小学校に適応できるよう指導方法の改善等に取り組みます。また、施設に対する財政支援の継続や第三者評価による状況 把握を行い、質の高い保育サービスの提供に努めます。

なお、小・中学生の学習環境の改善に向けて、学校へのエアコン設置を検討します。

No.	事業名(担当課)	事業内容	目標・方向性
	私立保育園等補助金事業	各保育サービス等の実施園に対し補	さらなる保育の質の
1	(子育て支援課)	助金を支給する。また、必要に応じ施	向上を図る
		設整備に対する補助を行う。	
2	第三者評価事業	第三者(専門業者)に対し施設運営の	積極的に改善に活か
	(子育て支援課)	評価を依頼する。	ਰ
	子ども巡回発達支援事業	定期的に市内保育所・幼稚園を訪問	<mark>より効果的な</mark> 巡回訪
	(子育て支援課)	し、特に支援が必要と判断した児童へ	<mark>問のあり方や</mark> 研修会
3		の適切な支援方法の助言等を行う。ま	の内容 <mark>をの</mark> 充実 <del>させ</del>
		た、各施設の保育者向けに研修会を行	る <mark>について検討する</mark>
		う。	
	幼稚園・保育所・小学校	小学校入学後のスムーズな学校生活	各小学校にて定期的
4	の連携	に向け指導方法等の改善に役立てる	に実施する
	(学校教育課)	ため、定期的に連絡会を実施する。	
	放課後児童クラブと放課後	放課後児童クラブと放課後子ども教	効果の検証を行い、実
5	子ども教室との連携事業	室の児童が同一の小学校内等にて活	施を検討する
	(学校教育課)	動する。	

# <u>事業一覧</u>

基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

基本施策	No.	事業名	担当課	頁
	1	乳幼児健診事業		40
	2	予防接種事業	ᄝ <i>ᆎᄱ</i> ᆖᄼᆖ	
	3	歯科保健対策事業	予防健診課	
(1)マドナの僻めか	4	家族コツコツ(骨骨)健康づくり事業		
(1)子どもの健やか な心身の育成	5	子ども発達指導訓練事業	子育て支援課	
な心身の自成   支援	6	児童虐待対策事業	丁月(又接味	
义]及	7	就学前健診事業	学校教育課	41
	8	こころの相談事業	子仪叙目录	41
	9	子どもの体力づくり推進事業	生涯学習推進課	
	10	青少年相談事業	青少年育成課	
	1	親子クッキング事業	予防健診課	42
	2	性教育や薬物乱用防止教育事業	予防健診課	
	Z 11:		学校	
	3	地域交流促進事業~じんけん平和教室~	- 隣保館	
	4	スタンドアローン(一人で立つ)支援事業		
	5	ゲストティーチャー事業		
	6	総合的な学習事業	   学校教育課	
		~情報教育•規範意識教育~	学校	
(2)豊かな人間性を	7	総合的な学習事業~体験型学習~	3 12	
育むための支援	8	防犯教育事業		
	9	子ども体験広場事業		
	10	居場所づくり事業	青少年育成課	
	11	次世代リーダー養成事業		43
	12	子ども映画会事業	図書館	
	13	読書活動推進事業~おはなし会~		.
	14	アートバス事業	生涯学習推進課	.
	15	交通安全教育推進事業	総務課	
	<mark>16</mark>	人権教育・啓発の推進事業	人権センター	44

基本施策	No.	事業名	担当課	<mark>頁</mark>
	1	地域交流促進事業~異文化教室~	隣保館	44
	2	不登校児童生徒等支援事業	台 広 数 会 電	
	3	特別支援教育事業	· 学校教育課 ·	
	4	外国語教育推進事業		
	5	職業体験学習事業~ドリームステージ~	学校教育課	
	6	総合的な学習事業	_   学校	
	O	~ボランティア教育~		
	7	部活動指導等支援事業		45
	8	学力向上推進会議		45
	9	少人数学級指導支援事業		
	10	小学校中学年学力向上事業	- 学校教育課 - -	
	11	小 1 プロブレム対策学級補助員配置事業		
(3) 次世代を担う	12	中1ギャップ対策講師配置事業		
子どもへの支援	13	高等学校等中途退学問題調査研究会議		- 46
体制の充実	14	学習支援事業〜学習支援アシスタント〜		
	15	古賀市研究指定委嘱事業		
	16	学校評議員事業		
	17	アンビシャス広場づくり事業	- 青少年育成課	
	18	通学合宿事業		
	19	青少年育成団体支援事業		
	20	非行防止啓発事業		
	21	地域文庫活動支援事業		47
	22	読書活動推進事業	図書館	
	22	~読書ボランティア講座~		
	23	スポーツ活動支援事業	生涯学習推進課	
	24	地域コミュニティにおける子育て支援 推進事業	総務課	

基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

基本施策	No.	事業名	担当課	<mark>頁</mark>
	1	育児力向上事業		48
	2	乳幼児親子居場所提供事業		
	3	地域乳幼児親子交流促進事業		
	4	乳幼児絵本との出会い促進事業 ~ブックスタート事業~		
	5	乳幼児親子相談事業		
	6	要支援子育て世帯相談支援事業	-   子育て支援課	
	7	乳児家庭全戸訪問事業		
	8	子育て相談事業		
	9	家庭児童相談支援事業		49
(1)子育て力向上の	10	子ども発達相談事業		49
ための支援	11	養育支援家庭訪問事業		
	12	ペアレンティングトレーニング事業		
	13	離乳食教室事業	⋜ //亡//2⋣≣∕╱≣⊞	1
	14	食に関する啓発事業	予防健診課	
	15	障がい児の親や子ども同士の交流推進事業	福祉課	50
	16	子育て講座事業	<b>₩₩₩</b>	
	17	家庭教育啓発事業	生涯学習推進課	
	18	子ども体験広場事業~アドベンチャイム~	- 青少年育成課	
	19	乳幼児親子交流事業	1 月少4月以味	
	20	読書活動推進事業~親子読書会~	図書館	
(2)安心して出産を迎	1	妊婦教室•相談事業	⋜7古/≄=◇=田	51
(2)安心して正産を迎えるための支援	2	妊婦健診事業	- 予防健診課 -	
んるにめの又抜	3	助産施設入所管理事業		
	1	子育て情報発信事業	- 	
	2	一時預かり事業		
	3	子育て支援短期利用事業 〜ショートステイ事業〜	子育て支援課	
(3)子育て情報の提	4	子育て相互援助事業 ~ファミリー・サポート・センター事業~		
供と支援の充実	5	要保護児童対策地域連携支援事業	]	52
	6	児童権利啓発事業	]	
	7	小児医療情報提供	予防健診課	
	8	障がい児等の地域生活における支援事業	福祉課	
	9	青少年育成活動情報発信事業	青少年育成課	

基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

基本施策	No.	事業名	<mark>担当課</mark>	<mark>頁</mark>
	1	子育て世帯経済的支援事業〜児童手当〜		
	2	幼稚園就園奨励費支給事業		
		ひとり親家庭等自立支援事業	]	
	3	~児童扶養手当~	子育て支援課	53
	4	母子家庭福祉資金貸付事業		
	5	母子家庭職業技能訓練修得支援事業		
(1)生活支援•	6	ひとり親家庭等日常生活支援事業		
経済的支援	7	未熟児養育医療費用負担軽減事業	予防健診課	
	8	障害者経済的支援事業	福祉課	
	9	就学奨励費及び障害児通学費支給事業	学校教育課	
	10	就学援助事業	子仪叙月珠	54
	11	乳幼児・子ども医療費支給事業		
	12	ひとり親家庭等医療費支給事業	市民国保課	
	13	重度障害者医療費支給事業		
(2) 育児と仕事の	1	男女共同参画推進事業	総務課	
両立支援	2	仕事と生活の調和に向けた啓発	商工政策課	55
	1	小・中学校における防犯対策事業	学校教育課	55
	2	青少年健全育成のための環境整備	青少年育成課	
	3	防犯灯設置事業		
	4	交通安全啓発事業		
(3)安心して外出で	5	地域における防犯活動支援事業	√公⊇女≡田	
きる環境の整備	6	防犯に関する関係機関・団体との連携促	総務課	56
	0	進事業		50
	7	犯罪等に関する情報提供		
	8	公園整備事業	都市計画課	
	9	通学路の歩道整備	建設課	

基本目標4 教育・保育提供体制の充実

基本施策	No.	事業名	担当課 担当課	
(1) 定期的な教育・	1	私立幼稚園運営支援事業	子育て支援課	
保育施設の提供	2	幼稚園情報の提供		57
体制の確保	3	通常保育事業		
	1	延長保育事業		
	2	休日保育事業		
(2)保育サービスの	3	病後児保育事業		E0
充実	4	要支援児童加配事業		58
	5	放課後児童健全育成事業~学童保育事業~	254.5.4tr. <del>25.</del> 5m	
	6	要支援生徒加配事業	· 学校教育課 ·	
	1	私立保育園等補助金事業		
	2	第三者評価事業	子育て支援課	
(3)教育•保育施設	3	子ども巡回発達支援事業		50
の質の向上	4	幼稚園・保育所・小学校の連携		59
	5	放課後児童クラブと放課後子ども教室	学校教育課	
	၁	との連携事業		

# 第6章 量の見込みと確保方策

# 1 教育・保育提供区域

#### ≪国の考え方≫

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用 状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居 宅から容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定め る必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需 給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

本市の「教育・保育提供区域」については、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育提供区域を1区域(全市)とします。

# 2 子ども・子育て支援給付

## (1) 用語の解説等

## 1保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

年齢	区分		ニーズ調査での家庭類型	
3 歳以上	1 号認定子ども	   幼稚園・認定こども園を利用 	タイプC' タイプE'	タイプD タイプF
	2号認定子ども	保育所・認定こども園を利用	タイプA	タイプB
2歳以下	3号認定子ども		タイプC	タイプE

#### 【ニーズ調査での家庭類型】

タイプA ひとり親家庭[母子家庭・父子家庭]

タイプB フルタイム×フルタイム〔父母いずれもフルタイムで就労〕

タイプC フルタイム×パートタイム〔父母の就労がフルタイムとパートタイム長時間〕

タイプC'フルタイム×パートタイム(短時間)〔父母の就労がフルタイムとパートタイム短時間〕

タイプD 専業主婦(夫)[父母いずれかが専業主婦(夫)]

タイプE パートタイム×パートタイム〔父母いずれもパートタイム長時間で就労〕

タイプE' パートタイム×パートタイム(短時間)〔父母いずれかがパートタイム短時間で就労〕

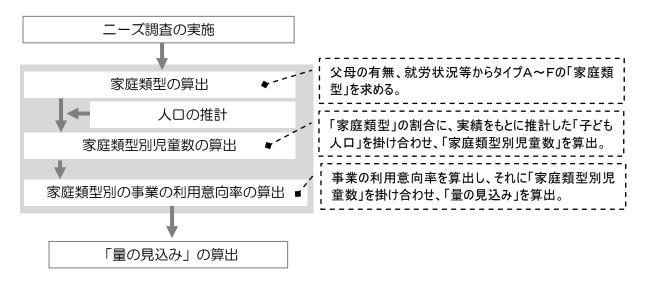
タイプF 無業×無業[父母いずれも無職]

## ②量の見込み

将来の利用児童数の見込み。

ニーズ調査の結果を基に、国の計算方法に基づき算出。

### <「量の見込み」算出の流れ>



## 3確保方策

量の見込みに対し、確保を図っていく量。

教育・保育及び各事業の量の見込みを満足することをめざす。

# (2) 実績及び各年度における量の見込みと確保方策

【参考】教育・保育の量の見込み(古賀市在住児童の利用見込み)

		実績		見込み						
		平成 25	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31			
		年度	年度	年度	年度	年度	年度			
保証	<b></b>	1, 164 人	1,317人	1,309 人	1, 298 人	1, 291 人	1, 275 人			
	O歳児	165 人	222 人	223 人	221 人	219 人	218 人			
	1・2歳児	387 人	466 人	452 人	451 人	450 人	447 人			
	3歳以上児	612 人	629 人	634 人	626 人	622 人	610 人			
幼科	推園	1,079 人	1, 130 人	1, 139 人	1, 125 人	1, 117 人	1, 096 人			

#### ■平成 25 年度実績(古賀市在住児童)

	平成 25 年度実績(平成 26 年 3 月末日時点)						
			号	3号			
	1号	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3~5 歳	0歳	1・2歳		
<mark>特定</mark> 教育·保育施設	1, 079 人		612 人	165 人	387 人		
保育所 (定員 970 人)			612 人	165 人	387 人		
幼稚園 (定員 1, 280 人)	1,079 人						
認定こども園	_	_	_	_	_		

※平成 26 年度定員:保育所 1,020 人、幼稚園 1,325 人

## ■各年度における量の見込みと確保方策

	_				平成 27 年度		
				2	号	3号	
			1号	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3~5 歳	0歳	1・2歳
	<b>1</b>	量の目はみ	857 人	902	2 人	222 人	466 人
	①量の見込み		657 人	273 人	629 人	222 入	400 人
	特	定教育·保育施設	0 人	0 人	629 人	222 人	466 人
		保育所			629 人 (651 人)	222 人 (131 人)	466 人 (348 人)
		幼稚園	0 人	0 人			
2		認定こども園	0 人	0人	0人	0人	0人
<b>2</b> 確	確認を受けない		857 人	273 人			
保	幼	]稚園	(1,325人)				
方	特	定地域型保育事業				0人	0人
策		小規模保育				0人	0人
		家庭的保育				0人	0人
		居宅訪問型保育				0人	0人
		事業所内保育				0人	0人
		2-1	0 人	0 人	0 人	0 人 (Δ91 人)	0 人 (Δ118 人)

※( )内は定員数 ※平成27年度定員:保育所110人増員予定

	\				平成 28 年度			
				2	号	3	号	
			1号	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3~5 歳	0歳	1・2歳	
	<b>(1</b>	量の見込み	864 人	909	人	223 人	452 人	
	1 里の兄込み		004 人	275 人	634 人	220 入	432 人	
	特	寺定教育·保育施設	0 人	0 人	634 人	223 人	452 人	
		保育所			634 人 (651 人)	223 人 (131 人)	452 人 (348 人)	
		幼稚園	0 人	0 人				
<b>②</b> 確保:		認定こども園	0 人	0人	0人	0人	0人	
確	矷	推認を受けない	864 人	275 人				
保	幺	力稚園	(1,325人)					
策	特	寺定地域型保育事業				0 人	0人	
		小規模保育				0人	0人	
		家庭的保育				0人	0人	
		居宅訪問型保育				0人	0人	
		事業所内保育				0人	0人	
		<b>2-1</b>	0 人	0 人	0 人	0人(△92人)	0 人 (Δ104 人)	

	\				平成 29 年度		
				2	号	3	号
			1号	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3~5 歳	0歳	1・2歳
	<b>小</b> 星の目13.7。		853 人	898	人	221 人	451 人
	①量の見込み		655 人	272 人	626 人	221 入	451 人
	特	詩定教育·保育施設	500 人	100 人	626 人	221 人	451 人
		保育所			626 人 (651 人)	191 人 (131 人)	361 人 (348 人)
		幼稚園	0 人	0 人			
<mark>②</mark> 確		認定こども園	500 人 (500 人)	100 人 (100 人)	0人	30 人 ( <b>30 人</b> )	90 人 <mark>(90 人)</mark>
保方		確認を受けない b稚園	353 人 (605	172 人 5 人)			
策	特	持定地域型保育事業				0人	0人
		小規模保育				0人	0人
		家庭的保育				0人	0人
		居宅訪問型保育				0人	0人
		事業所内保育				0人	0人
		2-1	0 人	0 人	0 人	0人(△60人)	0人 (Δ13人)

					平成 30 年度		
				2	<u> </u>	3	号
			1号	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3~5 歳	0歳	1・2歳
	<u>1</u> 量の見込み		847 人	892		219 人	450 人
			047 人	270 人	622 人	210 )	400 /
	特	定教育·保育施設	500 人	100 人	622 人	219 人	450 人
		保育所			622 人 (651 人)	189 人 <mark>(131 人)</mark>	360 人 (348 人)
		幼稚園	0 人	0 人			
<b>②</b> 胚		認定こども園	500 人 (500 人)	100 人 (100 人)	0人	30 人 ( <b>30 人</b> )	90 人 <mark>(90 人)</mark>
2確保方		認を受けない  稚園	347 人 (605	170 人			
策	特	定地域型保育事業				0人	0人
		小規模保育				0人	0人
		家庭的保育				0人	0人
		居宅訪問型保育				0人	0人
		事業所内保育				0人	0人
	2-1		0 人	0 人	0 人	0 人 (Δ58 人)	0人 (Δ12人)

	\				平成 31 年度		
				2	号	3	号
			1号	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3~5 歳	0歳	1・2歳
	①量の見込み		831 人	875	人	218 人	447 人
			031 人	265 人	610 人	210 入	447 人
	特	定教育·保育施設	500 人	100 人	610 人	218 人	447 人
		保育所			610 人	188 人	357 人
					(651 人)	(131 人)	(348 人)
		幼稚園	0 人	0 人			
<mark>②</mark> 確		認定こども園	500 人 (500 人)	100 人 (100 人)	0人	30 人 ( <b>30 人</b> )	90 人 <mark>(90 人)</mark>
保	確	認を受けない	331 人	165 人			
方	幼	<b>社園</b>	(605人)				
策	特	定地域型保育事業				0人	0人
		小規模保育				0人	0人
		家庭的保育				0人	0人
		居宅訪問型保育				0人	0人
		事業所内保育				0人	0人
		2-1	0 人	0 人	0 人	0 人 (Δ57 人)	0人(△9人)

#### 提供体制、確保方策の考え方

- 〇教育施設の定員数については、平成 26 年度現在、1,325 人(私立幼稚園 4 園)の提供体制があり、平成 27~31 年度の見込み量を十分に満たすことが可能です。
- ○保育施設の定員数については、平成 26 年度現在、1,020 人(公立保育所2園、私立保育所7園)の提供体制があります。実績と比べると、2号(3歳以上)・3号(0歳、1・2歳児)ともに見込み量が多くなっていますが、平成 27 年度に定員 110 人の新設保育所が開園予定であることから、既存施設において見込み量を受け入れることが可能となります。
- 〇平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、児童人口の減少とともに見込み量もわずかに減少傾向にありますが、特にニーズの高い地域の提供体制の確保に配慮しつつ、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 〇地域型保育事業(小規模保育事業等)については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。
- 〇本市では、平成27年度から新制度に移行する幼稚園はなく、平成29年度に幼稚園2園が認定こども園に移行する予定となっています。また、保育所についても認定こども園への移行の予定があります。今後も、地域の実情や施設の状況を踏まえた上で認定こども園の必要性を検討し、教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めます。

# 3 地域子ども・子育て支援事業

【参考】地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

			実績			見込み		
			平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ᄴᄰᄀᅔ	ア士坪地	上市安	939 人回	2,418 人回	2,371 人回	2,363 人回	2,354 人回	2,336 人回
地域子育 <sup>-</sup> 	(又抜伙	<sup>1</sup>   一十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	/月	/月	/月	/月	/月	/月
時間外保	時間外保育事業		133 人	137 人/日	136 人/日	135 人/日	135 人/日	133 人/日
(延長保育	事業)		(1日最大)	137 人/ 日	130 人/ 日	133 人/ 日	133 人/ 日	133 人/ 口
	1号認第	÷		2,907 人日	2,928 人日	2,892 人日	2,871 人日	2,817人日
一時預	一方部)	Æ		/年	/年	/年	/年	/年
かり(幼	2号認知	定	38,620 人	27,172 人	27,367 人	27,037 人	26,842 人	26,334 人
稚園)	(定期的	な利用)	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年
作图)	計			30,079 人	30,295 人	29,929 人	29,713 人	29,151 人
	ΠI			日/年	日/年	日/年	日/年	日/年
	一時預	かり事業	4,913人日					
一時預	(保育所)		/年			2 4 4 0 1 🖂		
かり(その	ファミリー・サポート・センター事業 (未就学児のみ) トワイライトステイ 事業		4 人日	3,507 人日	3,471 人日	3,449 人日	3,431 人日	3,392 人日
他)			/年	/年	/年	/年	/年	/年
			未実施					
· 庆旧 - 庆终	加伊李	中来	35 人日	534 人日	531 人日	527 人日	524 人日	517 人日
病児•病後 	近休月	尹未	/年	/年	/年	/年	/年	/年
ファミリー・サ	ナポート・	センター	68 人日	38 人日	37 人日	39 人日	41 人日	43 人日
事業(就学	空児のみ)	)	/年	/年	/年	/年	/年	/年
放課後児童	童健全	低学年	600 人	658 人	700 人	702 人	703 人	708 人
育成事業	(放課	高学年	_	88 人	88 人	92 人	96 人	102 人
後児童クラ	<b>ラブ</b> )	計	600 人	746 人	788 人	794 人	799 人	810 人
子育て短期	胡支援事	業	0 人日	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日	16 人日
(ショートス	テイ事業	:)	/年	/年	/年	/年	/年	/年
利用者支援事業		未実施	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
妊婦に対す	トス/建画	— <u>——</u> 診本	6,174人回	6,500 人回				
妊婦に刈り	る谜原	砂宜	0,1/4 人凹	/年	/年	/年	/年	/年
乳児家庭:	全戸訪問	- 引事業	524 人	537 人	538 人	535 人	530 人	527 人
養育支援	訪問事第	<u></u>	73 人	75 人	75 人	75 人	74 人	74 人

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに 関する情報交換や仲間づくりができる場を提供します。また、ブックスタートや、ツイン ズクラブ、育児相談等の実施により、育児負担の軽減や子育て支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2, 418 人回	2,371 人回	2,363 人回	2, 354 人回	2, 336 人回
確保方策	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望回数の合計(月間)

※平成 25 年度実績: 延 29,840 人回/年÷12 か月=2,486 人回/月

#### (2) 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	137 人	136 人	135 人	135 人	133 人
確保方策	137 人	136 人	135 人	135 人	133 人

※「量の見込み」は、保育所等での延長保育を希望している子どもの数

※平成25年度実績:133人(1日あたり最大利用者数)

#### (3) 一時預かり事業

#### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う預かり 保育の事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の	1号認定利用	2,907 人日	2, 928 人日	2,892 人日	2,871 人日	2,817人日
見	2号認定利用	27, 172 人日	27, 367 人日	27,037 人日	26,842 人日	26, 334 人日
込み	計	30,079 人日	30, 295 人日	29, 929 人日	29, 713 人日	29, 151 人日
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	30,079 人日	30, 295 人日	29, 929 人日	29,713 人日	29, 151 人日

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(年間)

※平成 25 年度実績: 38,620 人日/年

# ② 一時預かり事業(在園児対象型を除く) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)【未就学児】 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

一時預かり事業(在園児対象型を除く)とは、保護者の育児疲れの解消(リフレッシュ)、あるいは緊急の用事(冠婚葬祭や病気等)等の理由で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所において子どもを保育する事業です。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)とは、子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)とは、保護者が仕事・疾病その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、児童養護施設などにおいて、必要な保護を行う事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	3, 507 人日	3, 471 人日	3,449 人日	3, 431 人日	3, 392 人日
	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	3, 499 人日	3, 463 人日	3, 441 人日	3, 423 人日	3, 384 人日
確保方策	子育て援助活 動支援事業 (ファミリー・サ ポート・センター)	8 人日				
來	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0 人日				

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(年間)

※平成25年度実績:一時預かり事業(在園児対象型を除く) 4,913人日/年

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 4人日/年

子育て短期支援事業(トワイライトステイ) 〇人日/年(未実施)

## (4) 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合、保育所、 認定こども園、病院、診療所その他の施設において、子どもを一時的に預かり、保育を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	534 人日	531 人日	527 人日	524 人日	517 人日
確保方策	534 人日	531 人日	527 人日	524 人日	517 人日

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(年間)

※平成25年度実績:35人日/年(定員4人/日)

#### (5) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【就学児】

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	38 人日	37 人日	39 人日	41 人日	43 人日
確保方策	38 人日	37 人日	39 人日	41 人日	43 人日

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(週間)

※平成25年度実績:68人日/年

# (6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ(学童保育))

小学校に通う子どもで、その保護者が就労等によって家庭にいない場合、授業の終了後、 遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量	低学年	658 人	700 人	702 人	703 人	708 人
の見込	高学年	88 人	88 人	92 人	96 人	102 人
み	計	746 人	788 人	794 人	799 人	810 人
	確保方策	746 人	788 人	794 人	799 人	810 人

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数

※平成 25 年度実績:600 人

※平成27年度定員:700人(最大許容人数873人)

## (7) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日	16 人日
確保方策	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日	16 人日

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(年間)

※平成25年度実績:0人日/年

#### (8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 か所				
確保方策	1 か所				

※「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

#### (9) 妊婦に対する健康診査

子どもが健やかに生まれ成長していくことができるよう、健康診査を通じて妊婦や胎児の健康保持及び疾病予防、早期発見を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み	6,500 人回	6,500 人回	6, 500 人回	6, 500 人回	6, 500 人回	
	実施場所:医療機関等					
	実施体制:委託及び補助					
確保方策	検査項目:基本健診、初期血液検査、血液検査(貧血、グルコース)、超音波検査、					
	クラミジア検査、GBS検査					
	実施時期:妊娠	長期				

※「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

※平成 25 年度実績: 6,174 人回/年

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	537 人	538 人	535 人	530 人	527 人
確保方策	   実施体制:市が直接実施(保育士、助産師、保健師等) 				

※「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

※平成25年度実績:524人(出生数)

## (11) 養育支援訪問事業

乳児全戸訪問事業等により把握した子どもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、継続的に訪問を行い、養育に関する指導や援助等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	75 人	75 人	75 人	74 人	74 人
確保方策	実施体制:市が直接実施(保育士、助産師、保健師等)				

※「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

※平成25年度実績:73人(年間対象者数)

# 第7章 計画の推進体制

# 1 推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、家庭、地域、企業及び行政がそれぞれの役割のもとに、協力・ 連携しながら取り組むことが重要であるため、以下のような役割が十分に認識され、計画が 実現されるよう取り組んでいきます。

#### 【家 庭】

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもと、家庭は 子どもにとって一番大切な場所であり、基本的生活習慣の確立や人格形成等 にとって重要な場所でもあります。親自身も子どもや家族に対する愛情を持 ち、さまざまな人の協力を得ながらその育ちを支え、子どもとともに成長し ていく場となることが求められます。

#### 【行 政】

子育て支援施策は多岐の分野にわたる取り 組みが必要であるため、関係部課や関連機関 との連携のもと、本計画に沿って推進し、子 育て支援を促進します。また、保護者が必要 なサービスを受けることができるよう事業周 知に努めます。

#### 【地域】

子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ成長していきます。普段の挨拶や安全への気づかいなど、子どもやその家庭を温かく見守り、近所の家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。また、さまざまな地域活動団体が行政等と連携し、子どもの健全な成長を支援することも重要です。

#### 【企業(職場)】

就業者の家庭生活と職業生活の両立 を図るため、育児休業や有給休暇の取得 推進、多様な勤務形態の導入、労働時間 の短縮など、子育てがしやすい職場環境 にすることが期待されます。また、働く すべての人がワーク・ライフ・バランス に関する認識を深めることも大切です。

# 2 計画の進捗管理・評価

本計画の推進にあたり、計画に基づく施策や事業がスムーズに実施されるよう進捗状況等を管理し、評価を行います。また、必要に応じて「子ども・子育て会議」に諮りながら事業計画の見直しや取り組み内容の改善等を行います。

# 資 料 編

# 1 古賀市子ども・子育て会議条例

平成25年6月26日 条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、古賀市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に規定する事項 について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し学識経験のある者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がそ の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長 となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意 見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会 長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和37年条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔省略〕

# 2 計画策定の経緯

	項目(年月日)	内容
	第 1 回子ども・子育て会議 (H25.10.18)	<ul><li>・委嘱書交付</li><li>・会長の選出</li><li>・諮問書交付</li><li>・会議及び会議録の取り扱いについて</li><li>・子ども・子育て支援事業計画について</li><li>・ニーズ調査の実施について</li></ul>
平成	第2回子ども・子育て会議 (H25.10.30)	<ul><li>・ニーズ調査の実施について</li><li>・その他(認可保育所の新設について、傍聴要領の改正について)</li></ul>
25 年	ニーズ調査 (H25.11.25~12.26)	古賀市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 対象者: 就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生
度	第3回子ども・子育て会議 (H25.12.25)	<ul><li>・子ども子育て会議の役割について</li><li>・新設保育所の利用定員について</li></ul>
	第4回子ども・子育て会議 (H26.1.6)	・子ども・子育て会議について ・前回会議での意見・質問に対する市の考え ・保育施設の利用定員について
	第5回子ども・子育て会議 (H26.3.24)	・ニーズ調査の結果について(中間報告) ・古賀市次世代育成支援後期行動計画の評価について ・その他(部会について)
	第1回子ども・子育て会議 (H26.11.7)	・計画策定事項について ・市民ニーズ調査の結果について ・子ども・子育て支援事業計画について ・子ども・子育て関連3法の施行に伴う条例の整備について ・保育所入所要件について
	就学後部会(H26.11.12) 就学前部会(H26.11.13)	・子ども・子育て関連3法の施行に伴う条例の整備について ・保育所入所要件について
	第2回子ども・子育て会議 (H26.11.18)	・前回議事について(条例の概要について、保育所入所要件 について) ・子ども・子育て支援事業計画について
平	第3回子ども・子育て会議 (H26.12.2)	・子ども・子育て支援事業計画について
成 26	第4回子ども・子育て会議 (H27.1.8)	・子ども・子育て支援事業計画について
年度	就学後部会(H27.1.14) 就学前部会(H27.1.15)	・子ども・子育て支援事業計画全体について
	第5回子ども・子育て会議 (H27.1.21)	<ul><li>・子ども・子育て支援事業計画案の修正の説明</li><li>・その他(部会の傍聴について)</li></ul>
	パブリックコメント実施 (H27.2.2~3.3)	古賀市子ども・子育て支援事業計画(案)についての市民の 意見募集
	就学後部会(H27.2.24) 就学前部会(H27.2.25)	<ul><li>・答申案について</li><li>・子ども・子育て支援事業計画全体について</li></ul>
	第6回子ども・子育て会議 (H27.3.20)	<ul><li>・パブリックコメントの実施結果について</li><li>・子ども・子育て支援事業計画の修正について</li><li>・答申案について</li></ul>
	答申(H27.3.26)	古賀市子ども・子育て支援事業計画についての答申書を、古 賀市子ども・子育て会議会長から市長に提出

# 3 古賀市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順(会長を除く))

区分	氏 名	備考
子ども・子育て支援 に関し学識経験のあ	◎ 田中 敏明	福岡教育大学名誉教授・特命教授
る者	桑野 嘉津子	中村学園大学非常勤講師
子ども・子育て支援 に関する事業に従事	角森 輝美	久山町役場保健師 (健康福祉課長)
する者	   梯 裕子 	発達支援関係者
	加藤 典子	社会教育委員
	下川 由貴子	障がい者生活支援センター「咲」相談員
	末次 威生	古賀市青少年育成市民会議 会長
	薄  秀治	学校法人 すすき学園 理事
	高橋 千里	家庭教育支援ボランティア間々倶楽部 代表
	髙原 康吉	古賀市立古賀北中学校 校長
	中田 拓弥	学校法人 暁の星学園 暁の星幼稚園 副園長
	原口 一夫	古賀市立古賀西小学校 校長
	大和 郁雄	古賀市保育所連盟 会長社会福祉法人 光会 花見光保育園 園長
保護者	石丸 貴子	公募委員
	松尾 美恵子	公募委員

◎ 印は会長

# 4 答申書

# 古賀市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27~31 年度)

発行年月 平成27年3月

発 行 福岡県 古賀市

編 集 古賀市 保健福祉部 子育て支援課

〒811-3116 福岡県古賀市庄 205 番地

TEL: 092-942-1157 / FAX: 092-942-1154